

第 71 回総会第 3 委員会会議記録

房野 桂 作成

2016 年 10 月 4 日(火)第 1 回・2 回会議

議事項目 26: 社会開発、(a)世界の社会状況、青年、高齢者、障害者及び家族に関連する問題を含めた社会開発、(b)生活のための識字: 未来のアジェンダを形成する

提出文書

1. 第 71 回総会の組織に関する一般委員会第一回報告書(A/71/250)
2. 障害者のための国際的に合意された開発目標に関する事務総長報告書(A/71/214)
3. 国際家族年の目標の実施とそのフォローアップ・プロセスに関する事務総長報告書(A/71/61-E/2016/7)
4. 生活のための識字に関する国連教育科学文化機関事務局長報告書を伝える事務総長メモ(A/71/177)
5. 2016 年世界の社会状況: 誰も取り残さない---包摂的開発の至上命令(A/71/188)

議題紹介ステートメント

1. Maria Wmma Mejla Velez(コロンビア)第 3 員会議長
2. Wu Hungbo 経済社会問題事務次長
3. Daniela Bas 経済社会問題局社会政策開発部部長
4. Venketa Subbarao Ilapavuluri 国連教育科学文化機関(ユネスコ)事務局長

質問とコメント

モンゴル、Mr. Ilapavuluri の回答、アルジェリア、Ms. Bas の回答

一般討論

タイ(G77/中国を代表)、フィリピン(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、バハマ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、欧州連合、エジプト(ニューヨーク家族友好国グループを代表)、エジプト、パラグアイ、クウェート、フィンランド、スイス、ブルガリア、米国、フィリピン、インド、アルゼンチン、メキシコ、オーストリア、ブラジル、キューバ、モロッコ、スロヴェニア、ニカラグア、リビア、ペルー、ボリヴィア多民族国家、ベラルーシ、ヴェトナム、ロシア連邦、コロンビア、ケニア、スリランカ、韓国、ノルウェー、シリア・アラブ共和国、モルディヴ(小島嶼国同盟(AOSIS)を代表)、エクアドル、テュニジア、チリ、グアテマラ、オランダ

10 月 5 日(水)午前 第 3 回会議

議事項目 26(a)(b)(継続)

一般討論

ホーリーシー、パキスタン、シンガポール、ホンデュラス、サウディアラビア、ジョージア、オーストラリア、中国、モナコ、モンゴル、イラン・イスラム共和国、イタリア、スウェーデン、ラオ人民民主主義共和国、ナミビア、アイルランド、サンマリノ、ルーマニア、ザンビア、ベルギー、カタール、カナダ、イラク、カザフスタン、トルコ、インドネシア、ナイジェリア、バングラデシュ、ポーランド、ウクライナ

10月5日(水)午後 第4回会議

議事項目 26(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

ブルネイ・ダルサラーム、日本、南アフリカ、キルギスタン、スーダン、セネガル、ドイツ、リベリア、パナマ、チェコ共和国、ネパール、ウガンダ、エリトリア、ブルキナファソ、アルメニア、コスタリカ、パラオ、ギニア、マルタ騎士団、国際労働機会(ILO)

日本のステートメント(布柴靖枝代表顧問): まず初めに、本委員会の議長の地位のご就任に関して議長に心よりのお祝いを申し上げたいと存じます。

私は、日本の九つの女性 NGO の推薦を受けて、日本代表団特別顧問としてこの委員会に出席しております。1957年以來、日本の女性 NGO の代表が、本委員会の討議に参加してまいりました。私は、女性の政治的エンパワーメントと民主的ガバナンスが平和で平等な市民社会を達成する基本であることを認めて、この委員会に積極的に参加いたします。

日本は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の指導原則、つまり人間を中心とした取組みの上に立つ「誰も取り残さない」という原則を強く支持いたします。私たちは、持続可能な開発を達成するために、脆弱な人々と国々を支援することにより、「2030 アジェンダ」の実現を推進していくつもりです。

この点で、障害者が社会に参画するよう支援し、奨励し、障害者に対する差別をなくすことにより、より包摂的な社会を創り出すことが重要であります。今年4月に、日本は、差別を撤廃する具体的措置を取るよう行政機関と民間の会社に要請する法令を施行しました。

日本政府は、障害を持つ学生を積極的に受け入れ、彼らのために宿泊所を提供する学校への財政支援も拡大してきました。

さらに、日本は、この分野での国際協力を推進するために数多くの貢献もしてまいりました。一つの例は、障害者の職場への適合を支援する「雇用コーチ」プロジェクトです。私たちはこういったプロジェクトを10年間行って参りました。マレーシアでは、1,000名以上の個人が、雇用コーチになるために訓練され、これまでに650名以上の障害者が、その雇用ニーズに関して支援を受けてきました。

貧困や社会的不平等のように、アフリカ諸国が直面している困難は、その社会的・経済的・文化的権利の達成を邪魔しています。私たちは、貧困撲滅、保健ケア制度の強化、完全雇用とディーセント・ワークの確保のような人々のエンパワーメントを可能にする環境を確立する努力を先延ばしすることはできません。

この点で、日本は、1993年以來、アフリカ開発東京国際会議 TICAD を導いてきました。それ以來、私たちは、経済開発のためのみならず、保健ケア制度の改善、包括的な教育、女性のエンパワーメントのような「質の高い成長」に向けて様々な貢献をしてまいりました。

今年は、私たちは初めてアフリカで第6回 TICAD 首脳会合を開催しました。この首脳会合で、私たちは、強靱な保健ケア制度を強化し、2016年から3年間にわたって1,000万人の人々のために質の高い職員訓練の提供を通して、アフリカの未来に向けて、政府と民間セクターの資金から約300億ドルを投資するという公約を発表しました。私たちは、こういった活動を通して、アフリカの社会開発に貢献し続けます。

今年12月に、日本は、東京で、女性が輝く社会を実現するための第3回世界女性集会「WAW! 2016」を主催します。私たちは、徹底した討論がまだ必要である「ワーク・ライフ・バランス」、「科学技術」及び「保健と下水道」のような普遍的トピックに重点を置きます。

我が国は、女性、障害者、青年、高齢者、LGBTの人々を含めたすべての個人をエンパワーすることにより、「誰も取り残さない」の精神で、社会開発を取り巻く問題に対処し続けるつもりです。

答弁権行使

ロシア連邦: 社会開発のアジェンダが、政治的配慮のために利用されたことを残念に思う。ジョージア代表は、非難を出すことを心配しないで、対話に重点を置くべきである。ウクライナ代表が、たださらに緊張を高めるだけであるロシア連邦に対する非難を続けていることを嘆かわしく思う。しかし、ウクライナ代表は、ウクライナが直面している社会問題に関しては沈黙していた。クリミアに関しては、制裁が課されたことを非難するが、制裁にもかかわらず、観光は継続して繁盛しており、年金は増加してきた。

ジョージア: アブカジアで暮らしている若い人々とその人権を心配している。教育と保健ケアへの彼らのアクセスは緊張によって制限されてきた。

10月6日(木) 第5回会議

議事項目 106: 犯罪防止・刑事司法、107: 国際麻薬管理

提出文書

1. 第13回犯罪防止・刑事司法国連会議に関する事務総長報告書(A/71/94)
2. 犯罪防止と犯人の扱いのための国連アフリカ機関に関する事務総長報告書(A/71/121)
3. テロ対策に関連する国際条約と議定書を実施するための技術支援に関する事務総長報告書(A/71/96)
4. 国連麻薬犯罪事務所の技術協力活動、特に関連する国連犯罪防止・刑事司法プログラムの実施に関する事務総長報告書(A/71/114)
5. 人身取引禁止努力の調整の改善に関する事務総長報告書(A/71/119)
6. 第6回国連汚職防止条約締約国会議報告書を伝える事務総長メモ(A/71/120)
7. 世界麻薬問題に対する国際協力に関する事務総長報告書(A/71/316)

議題紹介ステートメント

Yury Fedotov 国連麻薬犯罪事務所(UNODC)事務局長

質問: メキシコ、コロンビア

回答: Mr. Fedotov

一般討論

ジャマイカ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、シンガポール(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、ニジェール(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、米国、エジプト、ロシア連邦、インド、メキシコ、コロンビア、キューバ、アフガニスタン、ニカラグア、リヒテンシュタイン、ペルー、ベラルーシ、アラブ首長国連邦、モロッコ、ブラジル、ケニア、ボリヴィア多民族国家、シリア・アラブ共和国、ホーリーシー、イスラエル、モルディヴ、中国、イタリア

10月6日(木)午後 第6回会議

議事項目 106、107(継続)

一般討論(継続)

スリランカ、グアテマラ、イラク、タイ、シンガポール、パキスタン、サウジアラビア、ジョージア、イラン・イスラム共和国、日本、カタール、リビア、南アフリカ、カザフスタン、コスタリカ、トルコ、ナイジェリア、ブルネイ・ダルサーラム、キルギスタン、エリトリア、アルジェリア、タジキスタン、ネパール、オランダ、ミャンマー、フィリピン、エクアドル、スーダン、セネガル、ウクライナ、マレーシア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、バングラデシュ

日本のステートメント(齊藤純公使): 法の支配、グッド・ガバナンス、合法性の文化が、犯罪防止と刑事司法の観点から極めて重要であります。さらに、正義ある社会においてのみ経済・社会開発が達成できます。日本は、法制度を改善し、世界的に合法性の文化を推進する努力を払うつもりです。

日本は、2020年に第14回国連犯罪会議を主催することを誇りに存じております。私たちは、昨年のドーハ会議の成果に基づいて準備を続けることにコミットしております。「持続可能な開発 2030 アジェンダ」への犯罪防止と刑事司法の視点の包摂が、ドーハでの重要な業績でありました。2017年5月に開催されることになっております犯罪防止刑事司法委員会の次回のセッションが私たちの第一歩となります。日本は、次回会議の全体的テーマと議事項目を加盟国、UNODC及び利害関係者と討議することを楽しみにいたしております。

日本は、昨年4月に開催されました世界麻薬問題に関する国連総会特別会期(UNGASS)が成功裏に終わったことを歓迎いたします。会期中に採択された「合同コミットメント」は、世界の麻薬問題と闘うた

めの重要な指導原則として役立つことでしょう。日本政府は、「合同コミットメント」の実施に積極的役割を果たしつづけます。

日本は、国際社会で重大な懸念となっております合成麻薬、つまり新しい精神活性物質(NPS)とメタンフェタミンと闘うことを大いに重視しております。私たちは、麻薬抑制問題に対して主たる責任を有する国連の政策策定機関としての麻薬委員会(CND)の主要な役割を支援し続けます。

組織犯罪とテロリズムとに闘いは、もう一つの緊急のテーマであり、これに関して国際社会は協力しなければなりません。この問題に対処するために、日本は、今年のG7の議長国として、昨年5月の伊勢志摩サミットで発表されたテロリズムと暴力的な過激主義との闘いに関する行動計画を実施するために指導的役割を果たすことにコミットしております。これは、多元主義と寛容を推進することにより、社会の節度ある声をエンパワーするのみならず、能力開発のための援助を提供することを通すこととなります。

汚職は、法の支配に否定的影響を与え、テロリズムと犯罪を助長します。この点で、日本は、透明性を推進し、法律執行協力を強化する行動をとってきました。この努力を通して、私たちは、汚職に対する世界的闘いにおいて勢いを増すことを希望しております。

サイバー犯罪の発生増加は、国際社会にとってのまた新たな課題です。日本は、それぞれの国で能力開発がさらに強化され、既存の枠組みを通して国際協力が強化されることを希望いたします。

最後に、マネー・ローンダリングとテロリストの資金調達を防止する措置を取ることがテロリズムを根本から抑制するために極めて重要であります。この点で、日本は、マネー・ローンダリングに関する財政行動タスクフォース(FARF)の勧告に従い、国際協力に貢献するのみならず、国内の法制度の改善を継続いたします。

10月10日(月)午前 第7回会議

議事項目 27: 女性の地位の向上

提出文書

1. 女性性器切除を廃絶する世界的努力の強化に関する事務総長報告書(A/71/209)
2. 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化に関する事務総長報告書(A/71/219)
3. 女性と女兒の人身取引に関する事務総長報告書(A/71/223)
4. 産科フィステュラをなくす努力の強化に関する事務総長報告書(A/71/306)
5. 第61回、62回及び63回女子差別撤廃委員会報告書(A/71/38)

議題紹介ステートメント

1. **Lakshmi Puri** 事務総長補・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)副事務局長: 「50対50の惑星」に向けて進歩を促進する重要な機会であり、最近の難民・移動者サミットは、国際社会にこの問題に対する適切な対応を生み出すための堅固な基礎を与えた。実際、女性移動者は、他の者よりも多くの人権侵害を経験しており、ジェンダー平等達成のために女性の経済的エンパワーメントを一層重要なものになっている。人権に基づく取組みを主流化し、生活の様々な領域への男女の平等な参画を確保することが重要である。

女性と女兒が暴力を受けない生活を送ることを保障する必要性を強調し、女性性器切除を犯罪とするよう加盟国に要請する。やることはたくさんあるので、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の完全実施のために女性の地位の向上を優先するよう各国政府に要請する。さらに、女性に対する暴力、政治参画、ジェンダー統計の領域で、もっと多くの行動が必要とされる。そのような努力には強化された説明責任メカニズムが伴うべきである。

2. **Natalia Kanem** 国連人口基金(UNFPA)副事務局長: 「産科フィステュラをなくすための努力の強化」に関する事務総長報告書を説明する。過去2年で進歩は遂げられたが、質の高い緊急産科ケアへのアクセスの欠如から生じる産道の破裂である産科フィステュラをなくすためにしなければならないはるかに多くのことが残っている。ほとんどの場合、赤ん坊は死に、母親は身体的に、精神的に情緒的に傷を受けたままになる。開発途上国の女性と女兒にフィステュラが与える継続するインパクトは、保健の不平

等の表れである。産科フィステュラは予防でき、治療できるにもかかわらず、これで苦しんでいるほとんどの女性と女兒は、治療を受けることなく死んでいくであろう。これは人権侵害である。

報告書によれば、フィステュラのサヴァイヴァーの予防、治療、社会再統合という3つの重要な領域において進歩が遂げられてきた。特に、少なくとも15カ国が2015年までにフィステュラをなくすために国内戦略を開発している状態で、産科フィステュラを国内保健戦略に統合する際に進歩が遂げられてきた。しかし、厳しい資金不足が産科フィステュラをなくすための対応を妨げ続けている。国際社会が2030年までに「持続可能な開発目標」を達成するために動員されている時、事務総長は、①予防と治療戦略と介入、②財政支援、③再統合戦略と介入、④アドヴォカシーと意識啓発、⑤調査、データ収集と分析という5つの領域で勧告を出している。努力には、①熟練した出産介添え、②緊急産科・新生児ケア、③家族計画という3つのよく知られている費用対効果のある介入を規模拡大することが含まれるべきである。

質問:

チリ: 出産中の産科フィステュラの原因についてそれが先天的なものなのかまたは未熟練のケアによって起こるのか尋ねる。

メキシコ: 女性と女兒の移動者の状況に関するコメントを歓迎し、国連ウィメンによる包括的対応を要請する。

回答:

Ms. Kanem: 産科フィステュラは、長引く出産と破裂によって引き起こされる。これは、母親の成熟度に関連しており、若い女性は、これにかかる可能性がより高い、さらに、破裂は、しばしば、女性が大小便失禁のままに放置されることもあるので、孤立を含めた社会的結果を与える。熟練した助産師または医師がこの問題に対処し、外科的修復が産科フィステュラの結果を修復できるのだが、そのような治療が利用できないでいる。

Ms. Puri: 加盟国が移動者の問題を擁護したことを歓迎し、この領域での国連ウィメンのかかわりを再確認する。

3. 林陽子女子差別撤廃委員会議長: 委員会は、特定の「持続可能な開発目標」を「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の条項に関連付ける7本の最終見解を採択した。これに先立って、夏に開催されたワークショップには、指標5.1.1に対処するためのテーマ別問題のリスト(「性に基づく平等と非差別を推進し、施行し、監視するための法的枠組みが設置されているかどうか」)が含まれていた。このリストは、その指標を測定するための国際的に受け入れられた方法として、機関間専門家グループが採択するよう勧められるであろう。

難民及び移動する女性と女兒に関しては、委員会は、強制移動の根本原因に対処するジェンダーに配慮した政策を採用し、そのような政策の策定への女性の完全参画を確保し、難民及び移動する女性の世界の経済成長への貢献を認めるよう各国に要請した。大規模の人口移動の根本原因は、紛争や迫害を超えて広がっているが、その他の助長要因として、その根本原因には、差別、ジェンダーに基づく暴力、搾取、気候変動、極度の貧困及び教育と基本サービスへのアクセスの欠如が挙げられる。

委員会は、農山漁村女性の権利を成就する責務に関して国家にガイダンスを提供している農山漁村女性の権利に関する一般勧告も採択した。さらに、ジェンダーに基づく暴力の撤廃に関する勧告は、女性に対する暴力とジェンダー平等と重なり合う形態の差別の間の関係に対する締約国の理解を深めるために更新された。委員会は、女性と女兒のための教育への権利を強化し、災害危険削減のジェンダー関連の側面に関するガイダンスを提供する勧告にも取り組んでいる。

質問:

アイルランド: 市民社会団体は、女性差別を強調する際に重要な役割を果たしているが市民社会団体が活動するスペースが、ますます制限され危険にさらされていることに懸念を表明する。市民社会団体と条約監視機関との間のかかわりについて林氏のご意見を伺いたい。

日本: 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「持続可能な開発2030アジェンダ」との間の協力を強化することは極めて重要であり、この問題を目的としてそれぞれの国はどのように条約機関と協力するべきなのか。

スイス:安全保障関連の領域への女性の参画の強化が極めて重要であるので、ジェンダーの視点は、行動計画に統合されるべきである。報告書を提出するための国々のための簡素化された手続きに関する委員会の経験について尋ねる。

欧州連合:「条約」の締約国になるようまだこれを行っていない国々に要請し、難民危機の状況で、司法への女性のアクセスについて説明するよう議長に求める。

デンマーク:女性と女兒に対する非差別は開発の前提条件であり、女性と女兒に対する差別の撤廃に関する「持続可能な開発目標」をどのようにすれば最もうまく達成できるかを議長に尋ねる。

英国:女性と女兒に対する暴力と取り組むことは依然として優先事項であり、わが国では、家庭内虐待に関する法改正が行われた。委員会と協力している者に対する報復に関する懸念の問題について説明するよう議長に求める。

リトアニア:性にに基づく非差別に関する「持続可能な開発目標」の詳述に関する委員会の作業を推奨し、委員会と他の条約機関との間の情報交換について議長に尋ねる。

スロヴェニア:第62回委員会で、スロヴェニアの報告書が検討された。司法へのアクセスに関する2つの勧告が出されたが、司法制度内のジェンダー固定観念との闘いに関して最近の進歩と好事例について説明するよう議長に求める。

ノルウェー:情報収集と共有ということになると、統計部との交流のために委員会にどのようなモダリティが存在しているのか?

回答:

林陽子:委員会によせられた支援に感謝する。条約機関強化プロセスに関しては、概要記録が英語でのみ用いられ、語数制限が課されてきた。勧告のためには一定の言語が用いられている。簡素化手続きにもパラグラフ数の制限が含まれている。7カ国が簡素化した報告を認められてきた。サイクルがまだ終わっていないので、そういった努力のインパクトはまだわからない。

参画の問題に関しては、市民社会の代表と国内人権機関は、本当に会議に招かれ、加盟国は全ての利害関係者と交流するよう勧められている。委員会は、条約機関強化プロセスの友で市民社会とかかわり続けることを目的としている。条約機関は、人権擁護者に対する報復に対処する独自のメカニズムを設立してきた。委員会のために特別報告者は任命されておらず、ビューローが本会議からのガイダンスで監督を提供する。報復に関する情報はまだ受け取っていない。

「持続可能な開発目標」の実施において、指標の開発に貢献するために、国連ウィメンと接触してきた。包摂の問題は、報復の問題に関連している。すべての利害関係者と脆弱な集団の完全包摂を達成するためには、保護が確保されなければならない。差別法と有害な慣行が多く法律に根強く続いており、そのような慣行を打ち破り、裁判官のための訓練を提供するよう加盟国とそのパートナーに要請する。統合力に関しては、条約機関の間の合同会議では十分ではなく、他の条約機関の作業に寄与するためにもっと多くのことがなされなければならない。

Ms. Puri: その実施とジェンダー平等の監視に対して委員会を推奨する。国連ウィメンは、規範的進歩を牽引し、知識を深め、勧告を実施するために委員会と大変密接に協力している。活動の領域では、国連ウィメンは、勧告を実施するために、加盟国や市民社会と密接に協力している。さらに国連ウィメンは、委員会の活動に資する指標や統計の開発に関わっている。

4. Dubravka Simonovic 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者: 女性の暴力サヴァイヴァーの保護とサーヴィス、安全保障軍・警察隊のための世界的な行動規範の策定、強制移動と難民の流れの状況での女性に対する暴力、過激主義とジェンダーに基づく暴力との間の繋がりについての調査、女性に対する暴力を扱う法律専門家と法律執行担当官のための能力開発、オンラインによる女性に対する暴力、差別法の撤廃、女性政治家に対する暴力という任期中に重点を置く優先事項をいくつか概説する。

それから女子差別撤廃委員会のテーマ別報告書からわかったことを説明する。報告書の第一部は、女性に対する暴力に関する法的枠組みに関係している。女性に対する暴力に関して法的に拘束力のある条約の可能性を考えており、この問題に関する加盟国からのインプットを歓迎する。報告書の第2部は、フェミサイド(ジェンダーのための女性の殺害)に関係している。

女性に対する暴力を追跡するメカニズムである「フェミサイド監視機構」の広範な設立を要請する。国々は、毎年データを集め、そのデータをジェンダー及びその他のカテゴリー別に分類することになる。データを収集することにより、フェミサイド監視機構は、ジェンダーに基づく暴力に対する意識を高め、その防止のための行動を強化するであろう。この状況で強力なデータ追跡プロジェクトを引用し、加盟国に好事例を送るよう要請する。

質問:

チリ: チリは世界でフェミサイドの率が最も高い 25 カ国の中の一つであり、Ms. Simonovic の作業は、この現象と闘う際に役立つ。女性性器切除の問題に関して説明をお願いします。

エジプト: 代表団に討論を準備する時間があるように、来年は報告書を早めに提出されるよう要請する。利用できる資金は既存のメカニズムに投資されるべきである。例えば職場における女性に対する暴力のように、家庭内よりももっと広い状況での暴力に重点を置くよう特別報告者に要請する。

オーストラリア: オーストラリアでは、一週間に少なくとも一人の女性が、交際相手または元交際相手によって殺害されており、防止に基づくプログラムにおける好事例について特別報告者にご説明頂きたい。

リヒテンシュタイン: 「フェミサイド監視機構」に関して受けてきたフィードバックに関して Ms. Simomovic にご説明頂きたく、公的生活における女性に対する暴力が、21 世紀に入って未だに問題であるのはなぜかもお尋ねしたい。

スペイン: 「2030 アジェンダ」は、ジェンダー暴力と開発との間の関連性を確立したが、スペインは、刑事責任免除をなくすイニシアティブを支援している。どうすれば沈黙を破ることができるのかパネリストの方々に尋ねる。

ブラジル: フェミサイドの状況での特別報告者のデータの利用を歓迎し、世界と政府間レベルで、どのように国家はその努力を調整できるのかを含め、フェミサイド監視機構メカニズムのモダリティについて尋ねる。

エストニア: 新しいメカニズムと条約に対する反対について特別報告者にお尋ねし、どうして新しい法的に拘束力のある条約が、女性に対する暴力と取り組む効率的な手段となるのかをご説明頂きたい。

ノルウェー: どんな変化を起こすべきか、男性をどのように解決策の一部にすることができるのかに対する勧告においてもっと特化して頂きたい。パネリストにお願いします。

米国: データ収集が極めて重要であり、紛争状況での女性の保護を支持し、女性に対する暴力に関する行動規範に何が含まれたのかについてお尋ねする。

英国: ドメスティック・ヴァイオレンスに対処することが重要である。重なり合う形態の差別と人権侵害の状況で、フェミサイドにいかに対処できるのか尋ねる。

チェコ共和国: 欧州連合に同調し、女性に対する暴力に対処する努力に、ジェンダー固定観念とフェミサイド監視機構を含めたことを歓迎する。

カナダ: 特別報告者の作業を歓迎し、ジェンダーに基づく暴力とそれが地域社会や一般社会全体に与える影響が広がっていることを述べる。もっと多くのジェンダー分類データの必要性を強調し、「フェミサイド監視機構」イニシアティブを歓迎する。

ポルトガル: 加盟国は、底辺にある原因と措置の進歩にどうすれば最もうまく対応できるのかを尋ねる。

モルデイヴ: 国内のイニシアティブを説明し、シェルターと保護命令に関する好事例の編集を歓迎し、サヴァイヴァーの支援には限界があることを述べる。

欧州連合: 殺害が増えているので、女性に対する暴力への対応において、もっと積極的になるよう国連に要請する。特別法施行の専門知識と同様にもっと分類データが必要である。加盟国にとっての好事例について尋ねる。

パレスチナ国: パレスチナの女性の状況は、悪化し続けており、入植地でさらに多くの女性が殺害されてきた。こういった問題に対処するために、どんな措置を取ることができるのか尋ねる。

デンマーク: 女性には、生活に完全に参画するもっと多くの機会が必要であり、最も効果的なアドヴォカシー・ツールと紛争地帯で何ができるのかについて尋ねる。

スロヴェニア: 「フェミサイド監視機構」イニシアティブを歓迎し、もっと効果的にこの問題に対処するために政府間作業部会を利用できるのではないかと。「持続可能な開発目標」の実施において女性に対する暴力に対処するためにどんなことができるのか尋ねる。

アルゼンチン: 極端な暴力との闘いに市民社会とその他の行為者はどのようにもっとかかわることができるのか尋ねる。

ロシア連邦: 新しいツールを開発するよりもむしろ既存のツールを実施することに重点が置かれるべきである。

イスラエル: パレスチナによる「言葉の上での攻撃」を嘆かわしく思い、パレスチナの女性の状況について何が出来るかを尋ねる。

回答:

Ms. Simonovic: 報告書は、フォローアップされる「生きた」報告書として見られるべきである。国内レベルでの勧告の実施に重点を置くよう各国代表団に勧める。女性性器切除に関するチリの質問に答えるが、フェミサイドに関するモデルが他の形態の女性に対する暴力に適用できるであろう。暴力を防止するために何が必要とされるかを見るために、データが収集され、分析されなければならない。この点で、好事例を編集しているところである。女性に対する暴力をめぐる沈黙は、様々なメカニズムを通して対処される必要がある大きな問題であることを認める。最高のレベルでいかに協力を達成するかに関するブラジルの質問に対しては、これは各国代表団の手中にあり、私自身のモデルのモダリティは、状況に合うように変えることができようとして述べる。

実際的であり、結果を生む対応によって導かれるよう国際社会に要請する。法律学の問題に関しては、裁判官と弁護士のための追加の教育は「きわめて必要とされる」と考える。固定観念と暴力をどのように測定するかに関しては、委員会が良い勧告を出してきた。「アジェンダ 2030」の実施において、国連ウイメンと国連麻薬犯罪事務所(UNODC)と協力しており、刑法の中に差別的慣行が隠れているので、刑事司法制度との協力も重要であることを強調する。パレスチナとイスラエルの問題に関しては、報告書から出てきた勧告に関して建設的対話を希望し、その状況で、市民社会の重要性を強調する。

一般討論

タイ(G77/中国を代表)、ニジェール(アフリカ・グループを代表)

10月10日(月)午後 第8回会議

議事項目 27(継続)

一般討論(継続)

ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、グァイアナ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、マレーシア(東南アジア諸国連合を代表)、欧州連合、米国、エジプト、パラグアイ、クウェート、フィンランド、スイス、イスラエル、イタリア、ラオ人民民主主義共和国、インド、アルゼンチン、メキシコ、コロンビア、キューバ、ロシア連邦、チリ、マレーシア、リビア、ペルー、アラブ首長国連邦、ヴェトナム、モロッコ、ブラジル、ケニア、ネパール、ノルウェー、シリア・アラブ共和国、モルディヴ、リヒテンシュタイン、ホーリーシー

10月11日(火)午前 第9回会議

議事項目 27(継続)

一般討論(継続)

スワジランド(南部アフリカ開発共同体を代表)、エクアドル、スリランカ、チュニジア、ニカラグア、オランダ、イラン・イスラム共和国、イラク、コスタリカ、ジョージア、モルドヴァ共和国、ナミビア、サウディアラビア、ザンビア、カタール、フィリピン、カザフスタン、ハイティ、トルコ、インドネシア、ナイジェリア、ホンデュラス、南アフリカ、ブルキナファソ、オマーン、キルギスタン、ヨルダン、カーボヴェルデ、ミャンマー、ドミニカ共和国、アフガニスタン、カナダ、エチオピア、オーストラリア

10月11日(火)午後 第10回会議

議事項目 27(継続)

一般討論(継続)

グアテマラ、タンザニア連合共和国、レバノン、アイスランド、セネガル、日本、ブルガリア、タジキスタン、リベリア、ガンビア、ギニア、パキスタン、韓国、ボリヴィア多民族国家、モーリタニア、ラトヴィア、スーダン、リトアニア、パレスチナ国、ルワンダ、スペイン、シエラレオネ、バングラデシュ、ウクライナ、中国、ブルンディ、ニュージーランド、アルジェリア、ジャマイカ、朝鮮民主主義人民共和国、バーレーン、フィジー、パラオ、国際赤十字委員会(ICRC)

日本のステートメント(布柴靖枝特別代表): ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、女性の可能性を最大限にします。よりかかわりのある社会とより強力な経済がこの領域の努力を通して実現できるし、またそうであるべきであると信じています。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントにおける発展は、昨年、かなりの進歩を遂げました。この業績は、北京+20会議と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の採択に負うところが大きいです。

この発展に従って、日本は、かなりの運動も達成しました。2015年3月に、ジェンダー配慮と女性と女兒のエンパワーメントに特に重点を置いて、教育の分野で、今後3年にわたって、3億5,000万ドルのODAを提供するという公約を発表いたしました。

日本は、2016年5月に、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための開発戦略」も導入いたしました。私たちは、インフラ開発、科学・技術・工学・数学教育、政治と公共サービス、平和構築と災害防止のような様々な分野で指導的役割を果たすよう世界中の女性を積極的に奨励し、支援いたします。

さらに、昨年5月のG7伊勢志摩サミットで、日本は、5万人以上の女兒のための改善された教育機会のみならず、3年にわたって約5,000名の女性公務員のための世界的資源開発イニシアティブを発表いたしました。

世界は継続中の紛争で苦しんでいます。世界の難民・移動者・避難民の世界的数がこれまでになく増加している時、こういった状況での女性と女兒の脆弱性は、エスカレートし続けています。私たちはこのような状況にある女性の保護に絶えず注意していなければなりません。国際社会は、女性・平和・安全保障(WPS)の間の相互関連性にますます重点を置かなければなりません。

この観点から、日本は、WPSに関する行動計画を着実に実施しております。日本は、7月に、WPSに関する国内行動計画についてのアジア太平洋地域シンポジウムをバンコクの国連ウィメンと共に共同開催いたしました。私たちは、専門知識を交換し、その策定と効果的实施を含め、それぞれの国の行動計画の状態を分かち合いました。このシンポジウムは、地域におけるまた地域全体の平和構築分野への女性の参画の重要性に対する意識を大いに啓発いたしました。

社会の集団的努力があって初めて、「女性が輝く社会」を確立できます。この目的で、2014年以来毎年、日本は、世界のトップ・クラスの女性指導者及びその他の関連利害関係者と共に、女性のエンパワーメントの様々な側面を討議するために、東京で世界女性集会"WAW!"を開催してきました。

日本は「女性が輝く社会」という目標に向けて市民社会や民間企業と共に、開発途上国のための支援と協力を推進し続ける積りです。

答弁権行使

インド: 女性の抑圧を制度化している国が、インドの女性の権利について主張するのは皮肉である。パキスタンは、何がその女性を苦しめているのか、その地位の向上を妨げているのかを調べるべきである。インドの罪のない女性は、パキスタンの代理人が行うテロ行為に苦しんできた。

韓国: 朝鮮民主主義人民共和国が韓国政府に対して行った非難は「根拠のない」ものである。朝鮮民主主義人民共和国の人権記録がこの国のことを語っている。軍事費に資金をつぎ込まないで、この国はその国民の生計に投資するべきである。

パキスタン: いかに曖昧にしようとしても、ジャンム・カシミールにおけるインドの人権侵害を隠すことはできない。この領土でのインドの軍事行動の結果、9万人以上のカシミールの罪のない人々が亡くなった。この紛争は、国連決議に従って解決されなければならない、パキスタンは、その努力においてインドとの意味ある対話を歓迎することを強調する。

朝鮮民主主義人民共和国: 本日の討論は女性の状況に重点があった。韓国の「恐ろしい」人権状況を説明するが、子どもと女性が虐待されてきた。朝鮮民主主義人民共和国の国民は、拉致され、独房に入れられ、性的・心理的・身体的虐待を受けてきた。韓国はこの状況に対処しなければならない。

韓国: 根拠のない非難には対処する気はなく、朝鮮民主主義人民共和国には国際責務に応えるよう要請する。

朝鮮民主主義人民共和国: 女性の地位の向上とは関係のない政治的議論を非難し、韓国には拘禁者の状況を説明するよう求める。

10月12日(水)午前 第11回会議

議事項目 27(継続)

一般討論(継続)

トンガ、マダガスカル、エストニア、エリトリア、アゼルバイジャン、ルーマニア、エルサルヴァドル、トーゴ、国際赤十字赤新月社連盟(IFRC)、国際労働機関

女性の地位向上の議事項目の下での 114 のステートメントの内容上位 10

数	内容	数	内容
88	女性に対する暴力 ¹	36	開発 ²
83	女性のエンパワーメント ³	31	保健 ⁴
56	ジェンダー平等 ⁵	28	女性差別 ⁶
42	教育と訓練 ⁷	22	労働 ⁸
38	法の整備	22	制度的メカニズム ⁹

答弁権行使

日本: 朝鮮民主主義人民共和国に応えるが、日本に対する主張は事実の誤解に基づくものである。

ロシア連邦: ウクライナのステートメントに応えるが、クリミアのロシア連邦との併合は、完全に国際法に従って行われた。ウクライナのステートメントは、この問題とは何のかかわりもなく、どんな問題でも政治利用できることを示している。百万人以上のウクライナ人が、南ウクライナでのテロ活動の始まり以来、ロシア連邦に避難した。難民の数の計算方法を明確にするようウクライナに求める。

ウクライナ: ロシア連邦は、ウクライナに対する攻撃とは何の関係もないと他国を納得させようとしたが、これとは反対の事実が総会によって認められた。この会議室にいる誰も、ロシア人でさえも、完全に事実を知っているのをこれを納得させる必要はない。クリミアでの紛争は、ロシア連邦によって完全に支援され資金提供された。ウクライナは 180 万人の国内避難民を受け入れている。

朝鮮民主主義人民共和国: 日本による非難を拒否する。日本は、人道違反の犯罪と誘拐と虐殺、20 万人の女性を帝国陸軍の性奴隷にしたといったような朝鮮人に対して行った犯罪を認めるべきである。さらに日本は、在日朝鮮人が故国に来ることを妨げることにより、家族の再統合を邪魔してきた。日本はこういった人権侵害に対して謝罪しなければならない。

日本: 日本は政府の立場を繰り返し述べる。第二次世界大戦以来 70 年の間に、日本は人権と法の支配を尊重する自由で民主的社會を築こうとしてきた。日本は、アジア太平洋地域の平和と繁栄を支援しており、これを続けるつもりである。

- 1 人身取引、ジェンダーに基づく暴力、ドメスティック・ヴァイオレンス、被害者支援、女性性器切除等。
- 2 「持続可能な開発目標」、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」、持続可能な開発、「誰も取り残さない」等。
- 3 意思決定への参画、経済的エンパワーメント、地位の向上、リーダーシップ、機会均等等。
- 4 妊産婦保健、産科フィステラ、性と生殖に関する健康と権利、HIV 母子感染、家族計画等。
- 5 男性・男児の参画、「持続可能な開発目標 5」、ジェンダー同数等。
- 6 重複し重なり合う差別、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」とその「選択議定書」等。
- 7 高等教育、初等・中等教育のジェンダー同数、識字教育、女兒の教育等。
- 8 雇用、失業、労働力参加、無償労働、機会の平等等。
- 9 女性の地位向上のための多国間メカニズム、国内行動計画等。

朝鮮民主主義人民共和国: 日本は、過去の犯罪を覆い隠そうとしないで、その責任を認めるべきである。

ロシア連邦: ウクライナは、領土の保全の問題ではなく女性の地位の向上に捧げられるこの討論を政治利用することを止めるよう要請する。

ウクライナ: ウクライナはこの非難を否定し、ウクライナの領土の保全に関する 2014 年採択の総会決議 68/262 に注意を引く。すべての国家は国連の規則にコミットしており、従って、ロシア連邦にはその規則に従い、そのコミットメントに沿って行動するよう要請する。

10月12日(水)午後 第12回会議

議事項目 64: 子どもの権利の推進と保護、(a)子どもの権利の推進と保護、(b)子ども特総の成果のフォローアップ

提出文書

1. 子どもの権利委員会報告書(A/71/41)
2. 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表報告書(A/71/205)
3. 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表報告書(A/71/206)
4. いじめからの子どもの保護に関する事務総長報告書(A/71/213)
5. 子ども結婚、早期・強制結婚に関する事務総長報告書(A/71/253)
6. 子ども保護に関する国連システム内の協働に関する事務総長報告書(A/71/277)
7. 子どもに関する特別総会の成果のフォローアップに関する事務総長報告書(A/71/175)
8. 子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する事務総長メモ(A/71/261)

議題紹介ステートメント

1. Leila Zerrougui 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表

質問: スペイン、米国、リヒテンシュタイン、テュニジア、カタール、スロヴェニア、リトアニア、南アフリカ、オーストラリア、メキシコ、コロンビア、スイス、オーストリア、ロシア連邦、イエーメン、シリア・アラブ共和国、エストニア、ドイツ、ノルウェー、スーダン、欧州連合、コスタリカ、ポルトガル、アルジェリア、ニュージーランド、エリトリア、アゼルバイジャン、パレスチナ国

2. Maria Santos Pais 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表

質問: ブラジル、スペイン、エストニア、欧州連合、メキシコ、スイス、ポルトガル、カタール、オーストリア、チリ、ノルウェー、スロヴェニア、タイ、米国、コスタリカ、モルディヴ、英国、モロッコ、サウディアラビア、コロンビア

3. Omar Abdi 国連子ども基金副事務局長

10月13日(木)午前 第13回会議

議事項目 64(a)(b)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

4. Charles Radcliffe 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)平等と非差別課課長: 子ども結婚、早期・強制結婚に関する事務総長報告書を紹介する。開発と人権の優先事項として、子ども結婚、早期・強制結婚を根絶する必要性に対する世界的認識は、「持続可能な開発目標」に明確なターゲットを含めたことにより例証された。報告書は、女兒と男児の法的婚姻年齢の根強い差と比較的低い年齢がしばしば慣習的または宗教的婚姻に認められている複数の法制度の婚姻規定における差異を指摘している。土地へのアクセス、離婚及び後見へのアクセスのような領域の差異をなくすためのイニシャティヴがほとんどないことが報告書提出の際に論じられてきた。

子ども結婚、早期・強制結婚とうまく取り組むには、証拠に基づいて十分に定義され、権利に基づいた地方的に関連する包括的戦略に向けた小規模イニシャティヴを超えること及び法的・政策的措置を含

めることが必要である。包括的戦略には、適切な人材、技術的・財政的資源が必要であり、とりわけ女性と女兒のかかわりを得て、地方・地域・国内レベルと教育、保健、司法、社会福祉のようなセクターにわたって調整されるべきである。子ども・強制結婚への権利に基づく取組みは、結婚が遅らされるのみならず女兒と女性の選択肢が婚姻を超えて拡大される未来に向けて活動するために極めて重要である。

5. Benyam Dawit Mezmur 子どもの権利委員会(CRC)議長

質問: 欧州連合、メキシコ、アイルランド

6. Maud de Boer-Buquicchio 子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する特別報告者: 子どもは、戦争や武力紛争中に、強制労働のために売られたり、人身取引されたりすることに特に脆弱である。子どもたちは、ナイジェリアで性奴隷や強制労働のためにボコ・ハラムによって誘拐されてきた。ヤジディ女兒は、性奴隷と強制家事労働のためにイラクの奴隷市場で ISIL/デーシュによって売られてきた。最近では、4月に、159名の子どもがエチオピアのガンベラ地域で誘拐され、そのうちの68名が未だに行方不明である。子どもたちは、農業、製造業、強制乞食、強制的な犯罪活動及び奴隷結婚を含めた様々なその他のセクターで売られて、強制的に働かされてきた。最近の世界推定で、550万人の子どもたちが強制労働の被害者で、女兒が総計の大きな割合を占めていることがわかった。

強制労働のための子どもの売買と闘う際に、国家は仲介の慣行を規制しなければならない。ディーセント・ワークの条件のための公正な募集プロセスを推進し、監視し、労働搾取のための仲介者の子どもの引き渡しと売買を抑制することがそのような規制にとって極めて重要である。効果的で十分に資金を与えられた労働検査が、極めて重要であり、強制労働は搾取状況の一部であるので、労働検査官は、民間の家屋に予告なしで立ち入ることを通して監視するものとされている。子ども労働が生産で用いられていないことを保障するために、品物の生産に社会的レッテルまたは証明書を提供することにより、検査ギャップを埋めることを目的とするイニシャティヴもある。売られて強制労働に関わっている子どもたちは、しばしば孤立させられており、警察を信用せず、報復を恐れ、身分証明書を欠いている。その結果、子どもに優しい司法と矯正措置へのアクセスが必要である。

質問: 欧州連合、米国、南アフリカ、スロヴェニア、メキシコ、ナイジェリア、ジョージア、ロシア連邦、英国、モロッコ

Ms. De Boer de Buguicchio の回答: 適切な法的対応と説明責任を策定する時、人身取引と強制労働との間を区別することが重要である。法律は明確でその範囲が定義されていなければならない。被害者はたとえ犯罪活動に加わっていたとしても罰せられてはならない。すべての関連国際人権メカニズムを考慮に入れると、国際労働機関(ILO)との協力が極めて重要である。用語の定義は、その適切な使用に関するガイドラインに沿って開発されている。ポルノという用語の使用に関しては、特別報告者のマンダートの更新中に対処されることを希望する。

この用語は不適切であるかも知れず、子ども虐待の方がより適切であろう。同じ配慮が、子ども買春という用語にしようにも当てはまる。子どもは自分から売春するのではなく、そう矯正されているのである。移動に関しては、人身取引、子どもの売買及び強制労働の関連する問題も考慮に入れて、関連法文書への子どもの権利の統合に対する希望を表明する。苦情申し立てメカニズムと矯正策は、子どもに優しく容易くアクセスできるものでなければならず、子どものためのオンブズマンの創設が有用であろう。民間セクターとのパートナーシップに関しては、より強力な監督、監視、公表されない評価を奨励する。

一般討論

ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、ニジェール(アフリカ・グループを代表)、バルバドス(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、ミャンマー(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、ジンバブエ(南部アフリカ開発共同体(DADC)を代表)、欧州連合、米国、エジプト、パラグアイ、スイス、ポーランド、南アフリカ、イタリア、アルゼンチン、メキシコ、コロンビア、キューバ、ロシア連邦、ニカラグア、リビア、ペルー、ヴェトナム、チュニジア、アラブ首長国連邦、ブラジル、ケニア、ノルウェー、シリア・アラブ共和国、リヒテンシュタイン、モルディヴ、スリランカ、

スペイン、ザンビア、ホーリーシー、チリ、タイ、シンガポール、イスラエル、トルコ、クロアチア、コスタリカ、ラオ人民民主主義共和国、カナダ、イラク、ナイジェリア、エチオピア

10月14日(金)午前 第15回会議

議事項目 64(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

カメルーン、モナコ、グアテマラ、ジョージア、モロッコ、ハイティ、サウディアラビア、インド、スーダン、キルギスタン、エリトリア、ブルキナファソ、ドミニカ共和国、タンザニア連合共和国、インドネシア、アイスランド、日本、レバノン、パナマ、ミャンマー、イラン・イスラム共和国、東ティモール、韓国、バーレーン、クウェート、フィリピン、ルワンダ、アルジェリア、ジャマイカ、トンガ、マダガスカル、フィジー、ブルガリア、バングラデシュ、ギニア、コンゴ共和国、ボツワナ

日本のステートメント(布柴靖枝特別顧問): 国際社会の最も重要な使命の一つは、子どもたちが恐れや恐怖なしに成長できる世界を創造することです。

我が国は、子どもにとってより良い社会を築くための措置に関わってきました。本日の私のステートメントで、教育、武力紛争、貧困という3つの点に重点を置きたいと思います。

教育は子どもにとって極めて重要です。教育は子どもをエンパワーし、彼らが尊厳を持って未来の生活を営むことができるようにします。悲しいことに、現在世界中で、子どもたちには、経済的・文化的・または安全保障の理由から、適切な学校教育へのアクセスがほとんどないかまたは全くありません。

私たちは、教育の分野での国際協力に重点を置いておりますので、日本は、2015年9月に、「平和と成長のための学習戦略」を発表いたしました。教育機会におけるジェンダー平等の重要性を認めて、日本は特に女兒に教育を施すことに重点を置いております。

例えば、私たちは、早期結婚と妊娠が教育を修了することを妨げているタンザニアで、女兒の中学校を建設することを支援しております。日本は、ネパールとマラウイで、中・高等学校のための女兒の寄宿舎を建設することに向けて支援も提供しております。私たちは、このプロジェクトが、女子学生の中・高等学校の修了率を改善することを希望しております。

紛争は、健全な発達のための貴重な時間と環境を子どもたちから奪っており、子どもたちを様々なやり方でトラウマ化しております。私は、115,000名以上の子ども兵士の軍または武装集団からの解放のような、子どもと武力紛争のための事務総長特別代表事務所によってなされた進歩を歓迎します。それでもこの子ども兵士の課題には、国際社会のたゆまぬ努力が必要です。

日本は、アフリカ諸国の武装集団からの子どもたちの釈放と再統合を支援しているユニセフを通してこのプログラムに資金を提供しています。アフリカ、中東、アジア全体で子ども兵士の再統合と武力紛争の最中にある子どもたちの保護とエンパワーメントのために過去3年にわたって総計600万ドルを寄付してきました。私たちはそのような支援を提供し続けることにコミットしております。

子どもの貧困の問題は、最近我が国で社会問題になってきております。日本では、子どもたちは、社会の平均所得の半分以下で暮らすという条件である相対的貧困の状態にあります。この問題に対応するために、2014年8月に、子どもの貧困と闘うための政策概要を設けました。これには、教育支援、保護者のための就職支援、子どもの貧困についての調査の継続が含まれております。

私たちは、独り親家庭や子どもの多い家庭のような特に困難な状況にある家庭のために、状況に特化して、すべての困っている家庭に十分な行政サービスを提供しております。さらに、雇用の安定を通して、独立性の重要性を認識して、政府は、雇用や育児支援のような包括的な支援を実施しております。

日本は、子どもの権利の国際的推進と保護の土台として、「子どもの権利に関する条約」を評価しております。私と同様に、かつては第3委員会への日本政府特別顧問を務められました大谷美紀子氏が、来年から子どもの権利委員会の新委員となられますことを確認して喜んでおります。最後に、我が国は、他の国々や市民社会との協力をさらに強化することにより、子どもの権利を推進する努力を惜しまないつもりです。

10月14日(金)午後 第16回会議

議事項目 64(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

エリトリア、ウクライナ、パレスチナ国、エルサルバドル、パラオ、マレーシア、トーゴ、アゼルバイジャン、モザンビーク、アルメニア、中央アフリカ共和国、中国、ジンバブエ、セネガル、アンゴラ、サモア、国際赤十字委員会(ICRC)、マルタ騎士団、国際赤十字赤新月社連盟、国際労働機関(ILO)

答弁権行使

イスラエル: 委員会のアジェンダを進める代わりに、パレスチナ代表は、イスラエルに対して根拠のない非難をし、憎悪とそそのかしのメッセージを送った。こういった非難は、地域が直面している核心となる課題に国際社会を近づけることにはならないであろう。

ロシア連邦: ショージアとウクライナのステートメントに答えるが、アブカジアとオセチアの主権国家との直接対話で子どもの権利を含めた問題を討議するようジョージア当局に要請する。ウクライナに対しては、ロシア連邦へのクリミアの併合は、国際法に従ったものであったことを想起する。こういった出来事は、歴史的性質のもので、クリミアの人々の意思に従ったものである。ロシア連邦は、クリミアで暮らしている人々の生活を改善するためにかなりのことをしてきた。ウクライナ代表による政治的ステートメントは、ウクライナ国内の人権侵害から注意をそらそうとする試みである。

アゼルバイジャン: アルメニアの申し立てを拒否し、アゼルバイジャンのステートメントは子どもに重点を置いたものであったがアルメニアのステートメントはアゼルバイジャンに重点を置いたものであったことを述べる。アルメニア代表は、高齢者の殺害について述べるのなら、別の議事項目を選ぶことができたであろう。現実にはアゼルバイジャンの領土が占領されており、総会や理事会の決議がアルメニアによって無視されたということである。アルメニア政府は、シリアから来たアルメニア人を占領地域に再定住させた。アルメニアには最近の軍事活動とアルメニアの役人がある地域で何をしているのかを尋ねる。もしアルメニアが平和に関心があるのなら、アゼルバイジャンの被占領地域から軍を撤退させることで十分であろう。紛争はアゼルバイジャンの主権と領土の保全を通して初めて解決できるので、アルメニアはその挑発を止めるべきである。

アルメニア: アゼルバイジャンによる非難を拒否し、アゼルバイジャンの目標は、ナゴルノ・カラバフの人々の皆殺しであることを述べる。アゼルバイジャンの攻撃は、軍事的解決の持続不可能性を示した。既存の協定に従って、平和的解決が見出されなければならない。

パレスチナ国: イスラエル代表は、「歪められた」現実を示したが、イスラエルが行っている戦争犯罪を無視することは、人権と自決権の完全な否定となる。イスラエルが犯した人権侵害には長いリストがある。イスラエル政府が表明した見解は、非人間的であり、占領軍の真の性質を示した。あらゆる攻撃を止めなければならないことを強調し、すべての子どもに対する人権侵害を非難する。

ウクライナ: クリミアの歴史と状況の全体像を示し、文書化されている、クリミアを攻撃するとのロシア大統領の早期の計画に注意を引く。ロシア代表は、クリミアの状況に関して矛盾するステートメントを行った。

ジョージア: ジョージアの非占領地域の子どもたちは、母国語のジョージア語で教育を受ける権利を剥奪されており、占領地域で暮らしているジョージア人は差別され、いじめを受けている。国際的な監視がないということは、ロシア連邦には何ら信憑性がないことを意味する。紛争には2つの当事者があり、それは自衛するジョージアとロシアの攻撃である。

アゼルバイジャン: アゼルバイジャンの被占領地で、アルメニア軍によって野蛮行為が行われ、アルメニアの高官は、その殺戮に対する責任を認めた。アルメニア大統領は、アゼルバイジャンの文民の死傷に対して遺憾とは思っていないと述べた。

アルメニア: 自決権に関する限りでは、アゼルバイジャンは、自決権が、ナゴルノ・カラバフ地域の解決の一部であるべきであることを認めた。アルメニアは、アゼルバイジャンがナゴルノ・カラバフ地域に関連する休戦に関する間違っただけの申し立てを出してきたことに驚いていない。

10月17日(月)午前 第17回会議

議事項目 65: 先住民族の権利、(a)先住民族の権利、(b)世界先住民族会議として知られている総会高官本会議の成果文書のフォローアップ

提出文書

1. 国連先住民族任意基金の状態に関する国連人権高等弁務官報告書を伝える事務総長メモ(A/71/228)
2. 先住民族の権利に関する特別報告者報告書を伝える事務総長メモ(A/71/229)

議題紹介ステートメント

1. Javier Herbabdez Vakebcua 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)上級人権担当官
2. Victoria Tauli-Corpuz 先住民族の権利に関する特別報告者

質問: スペイン、米国、メキシコ、コロンビア、カナダ、欧州連合、インド、モロッコ、ノルウェー、ブラジル、デンマーク、タンザニア連合共和国

回答: Ms. Tauli-Corpuz

一般討論

ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、ベリーズ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、メキシコ(先住民族友好国グループを代表)、欧州連合、デンマーク(北欧諸国を代表)、米国、ペルー、フィリピン、メキシコ、コロンビア、キューバ、ロシア連邦、南アフリカ、ボリヴィア多民族国家、パラグアイ、ホーリーシー、グアテマラ、コスタリカ、カナダ、日本、タンザニア連合共和国、中国、イラン・イスラム共和国

日本のステートメント(布柴靖政府特別顧問): 昨年採択の「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の下で誰も取り残さないために、私たちは、先住民族を含めたすべての人々の基本的人権を尊重し、彼らの社会への参画を推進する努力を強化する必要があります。

日本では、アイヌと称する先住民族が、日本列島の北部、特に北海道で暮らしています。アイヌにはユニークな言語があり、独自の宗教と文化があります。日本政府とアイヌの代表者が、教育、その文化の再活性化、産業開発の推進を含めた様々な問題に対処する包括的で効果的な措置を議論するために集まっています。

これに応じて、政府は、例えば「民族調和のための象徴的スペース」という名のアイヌ文化再活性化のための国立センターの設立のような様々なイニシアティブを実施し始めています。この「象徴的スペース」は、その核心に国立博物館と公園を有し、湖と森に囲まれることを計画しています。消滅の危機にある言語と伝統工芸を含めたアイヌ文化遺産の後継者を再活性化し、訓練するために、「象徴的スペース」は、アイヌ語学クラスとアイヌ文化に関する短期滞在レッスン・プログラムのような様々なプログラムを提供することが期待されています。さらに、「象徴的スペース」は、アイヌ人の遺骨を保存し祭る記念ホールも持つことになるでしょう。日本政府は、2020年に「象徴的スペース」を一般公開しようと一生懸命になっております。

一つトピックを挙げれば、文化の復活に関してアイヌの人々との信頼に基づく対話が、あらゆる人々の多様性が尊重され、誰も差別されることのない社会を達成することに寄与するものと信じております。この目的で、日本政府は、アイヌの人々との敬意ある対話に関わり続けます。

「国連先住民族権利宣言」と先住民族世界会議の成果文書に導かれて、日本は、国際社会と協力して、先住民族が直面している問題にかかわり続けます。

10月17日(月)午後 第18回会議

議事項目 65(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

ウクライナ、アルジェリア、フィジー、マレーシア、ニュージーランド、ブラジル、ネパール、食糧農業機関(FAO)、国際労働機関(ILO)、エクアドル

答弁権行使

ロシア連邦: ウクライナに答えるが、人権侵害は全て捜査される。ウクライナは、どうして20年もタタール人の権利を無視してきたのか説明するべきである。ウクライナ政府は、問題の中でも犯罪と教育困難を調べることに乗り気ではなかった。ウクライナはタタール人を日和見主義的な政治目的に利用していたことを強調する。

ウクライナ: クリミアでの人権問題を列挙した国連の監視報告書を引用するが、結社の基本的自由が制限され、反対派の声は沈黙させられてきた。準軍事集団が行う人権侵害は処罰されないままである。

10月18日(火)午前 第19回会議

議題 68: 人権の推進と保護、(a)人権条約の実施、(d)「ウィーン宣言と行動計画」の包括的实施とフォローアップ

提出文書

1. 人権委員会報告書(A/71/40)
2. 拷問禁止委員会報告書(A/71/44)
3. 移動労働者とその家族の権利保護委員会(A/71/48)
4. 人権条約機関制度の状態に関する事務総長報告書(A/71/118)
5. 拷問及びその他の非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約の選択議定書により設立された特別基金に関する事務総長報告書(A/72/268)
6. 現代の形態の奴隷制度に関する国連任意信託基金に関する事務総長報告書(A/71/272)
7. 拷問被害者のための国連任意基金に関する事務総長報告書(A/71/289)
8. 人権条約の実施に関する人権条約機関議長報告書を伝える事務総長メモ(A/72/220)
9. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者の中間報告書を伝える事務総長メモ(A/71/298)
10. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰防止に関する小委員会の第9回年次報告書を伝える事務総長メモ(A/71/341)

議題紹介ステートメント

1. Ibrahim Salama 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)人権条約部部长

質問: エジプト、ガーナ(アフリカ・グループを代表)、モロッコ、ベルギー(オーストラリア、オーストラリア、ブルガリア、カナダ、チリ、コスタリカ、クロアチア、デンマーク、フィンランド、ジョージア、ギリシャ、アイスランド、イラク、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニア、スウェーデン、スイス、英国、ウクライナを代表)

Mr. Salama の回答

2. Jens Modvig 拷問禁止委員会議長

質問: デンマーク、欧州連合、イラク、英国

Mr. Modvig の回答

3. Malcolm Evans 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰防止小委員会議長

質問: スイス、英国、欧州連合、チェコ共和国、デンマーク

Mr. Evans の回答

4. Juan E. Mendez 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者

質問: 英国、アルゼンチン、米国、トルコ、リヒテンシュタイン、インドネシア、デンマーク、イラン・イスラム共和国、南アフリカ、欧州連合、スイス、ノルウェー、バーレーン、チリ、パレスチナ国

5. Fabian Salvioli 人権委員会議長

質問: アルゼンチン、欧州連合、リヒテンシュタイン、ポーランド

Mr. Salvioli の回答

答弁権行使

エジプト: 他国からのコメントに応じて、公平であり依怙最良をせず、政治利用を避ける必要性を強調する。これらコメントはエジプトの裁判所で係争中の事件に言及したが、国内法と相当の手続きを尊重するよう第3委員会に要請する。この事件で引用された NGO は、NGO として登録されていないことも述べる。

10月18日(火)午後 第20回会議

議事項目 68(a)(d)(継続)

議題紹介ステートメント

6. Waleed Sadi 経済的・社会的・文化的権利委員会議長

質問: ポーランド、欧州連合、ポルトガル(ウルグアイも代表)、ニュージーランド

Mr. Sadi の回答

一般討論

アンティグア・バーブダ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、欧州連合、ニュージーランド(オーストラリア、カナダ、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスも代表)、メキシコ、キューバ、ロシア連邦、テュニジア、パキスタン、ナミビア、イラク、チリ、インド、ナイジェリア、ザンビア、南アフリカ、アフガニスタン、キルギスタン、**日本**、モンゴル、イラン・イスラム共和国、タジキスタン、中国、ブルキナファソ、バングラデシュ、ウクライナ、フィジー、ニカラグア

日本のステートメント(布柴靖枝政府特別顧問): それぞれの国の人権と基本的自由は、平和で安定した繁栄する国際社会の礎です。人権と基本的自由を保護することは、すべての国の最も基本的な責務であります。国際社会も全体としてかかわらなければなりません。

このことに基づいて、日本は、多国間フォーラムを通して、2国間対話を通して国際社会にとって懸念される人権問題を解決し、改善するために貢献してきました。

人権理事会と人権条約機関は、加盟国が主要な人権条約を批准するよう推進し、その実施を確保することにより、人権状況を改善する際に重要な役割を果たしています。それぞれの国が対話と協力を通して人権状況を改善するよう奨励する普遍的定期的レビューの特別な役割を強調したいと思います。条約機関の定期報告書の検討は、重要な実施メカニズムとして役立っています。

今年2月に、日本の第7回・8回合同定期報告書が、女子差別撤廃委員会によって検討されました。日本代表団は、委員会との建設的で実り多い対話に関わりました。日本は、「女性が輝く社会」を設立す

るために、私たちが有しているいくつかの特別措置が実施されつつあることを紹介いたしました。それらは、例を挙げれば、女性のエンパワーメントに関連する法的枠組みと世界女性集会(WAW!)主催のような、国際的努力であります。他の委員会では、日本は、6月に障害者権利委員会に、7月には強制失踪委員会に定期報告書を提出しました。

委員会からの勧告のフォローアップへの日本のかかわりの例を一つ紹介させてください。人権委員会と人種差別撤廃委員会からの勧告を受けた後で、日本の国会は、5月にヘイト・スピーチと闘うための法案を可決しました。この法案は、民族性または国籍に基づくあらゆる排除を禁止し、政府及び地方自治体には、差別的行為と闘う責任があると規定しています。日本政府は、ヘイト・スピーチの問題とすべての人々の人権が尊重される社会を築くために多様性を受け入れることの重要性に対する意識を積極的に啓発していくつもりです。

人権条約機関は、人権を保証するための大変に重要な制度であり、その効果を強化し、改善することが極めて重要です。事務総長の報告書によれば、委員会の作業の効果は、総会決議 68/268 の実施を通して改善されております。日本政府は、委員会のたゆまぬ努力といくつかの業績を高く評価しております。しかし、私たちは、簡素化された報告手続きのような様々な措置によって高い効率性が達成されることを期待しております。日本は、アジア太平洋地域で開催された定期報告書に関する能力開発訓練も歓迎しております。私たちは、そのような努力が、それぞれの加盟国の人権状況をさらに改善することに寄与するものと期待しております。

日本は、国連を含めたすべてのパートナーとの協力を通して、国内的にも国際的にも人権の推進と保護のために努力を継続するつもりであることを繰り返させてください。

10月19日(水)午前 第21回会議

議事項目 68(a)(d)(継続)

一般討論(継続)

コロンビア、モロッコ、ボツワナ、アゼルバイジャン、カザフスタン、アルジェリア、国際労働機関

10月19日(水)午後 第22回会議

議事項目 68: 人権の推進と保護、(b)人権と基本的自由の効果的享受を改善するための代替取組みを含めた人権問題、(c)人権状況及び特別報告者と代表の報告書

議題紹介ステートメント

1. Zeid Ra'Ad Al Hussein 国連人権高等弁務官

質問: 米国、中国、イラン・イスラム共和国、エリトリア、アイルランド、コロンビア、ベラルーシ、ブラジル、カナダ、ルーマニア、ロシア連邦、インドネシア、日本、英国、ラトヴィア、リビア、カタル、アルゼンチン、パレスチナ国

Mr. Al Hussein の回答

質問: 欧州連合、リヒテンシュタイン、ノルウェー、オーストラリア、カメルーン、キューバ、イラク、朝鮮民主主義人民共和国、メキシコ、エジプト、アゼルバイジャン、韓国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、コスタリカ、アルジェリア、ガーナ(アフリカ諸国を代表)、スーダン、シリア・アラブ共和国、モロッコ

Mr. Al Hussein の回答

10月20日(木)午前 第不赤井会議

議事項目 68(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

2. Andrew Gilmour 人権事務総長補・人権高等弁務官ニューヨーク事務所長

質問: モロッコ、欧州連合、アゼルバイジャン

Mr. Gilmour の回答

3. Daniela Bas 経済社会問題局社会政策・開発部部長

4. Juan Pablo Bohoslavsky 国家の外国負債とその他の関連国際財政責務が人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響に関する独立専門家

質問: モロッコ、イラン・イスラム共和国

Mr. Bohoslavsky の回答

5. Idriss Jazairy 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的影響に関する特別報告者

質問: キューバ、スーダン、アルジェリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、ロシア連邦、モロッコ、イラン・イスラム共和国、イスラエル、パレスチナ国

Mr. Jazairy の回答

6. Maina Kiai 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者

質問: 米国、英国、コロンビア、スイス、イラン・イスラム共和国、欧州連合、チェコ共和国、インドネシア、ノルウェー、エチオピア、カタール

Mr. Kiai の回答

10月20日(木)午後 第24回会議

議事項目 68(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

7. Zamir Akram 開発への権利に関する作業部会議長・報告者

質問: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、キューバ、中国、イラン・イスラム共和国、パキスタン、モロッコ、南アフリカ、エリトリア、インド、欧州連合

Mr. Akram の回答

8. Pavel Sulayandziga 人権と多国籍企業及びその他の起業の問題に関する作業部会議長

質問: ロシア連邦、米国、メキシコ、ブラジル、スペイン、スイス、モロッコ、南アフリカ、ノルウェー、英国、カメルーン、パレスチナ国

Mr. Sulayandziga の回答

9. Alfred-Maurice De Zayas 民主的で公正な国際秩序に関する独立専門家

質問: パキスタン、モロッコ、ジンバブエ

Mr. De Zayas の回答

答弁権行使

朝鮮民主主義人民共和国: 「南朝鮮」は、我が国の女性を何カ月も拘禁しているが、これは甚だしい人権侵害である。誰が我が国に「核開発」を強いてきたのか修辭的に尋ねるが、答えは、それは米国であるということになる。このような政治状況で、我が国には他に選択肢はない。南朝鮮は、そのみじめな人権状況を改善し、女性を返すべきである。

韓国: ステートメントは「根拠のない」ものであり、かの国の人権記録がおのずと語っていることである。言及された「北朝鮮」労働者は、自らの意思で脱北したのであり、人道的根拠で認められたのである。何人もの「北朝鮮人」が、人間の尊厳と自由を求めて朝鮮民主主義人民共和国を逃れており、脱北者の数 3 万人がその証拠である。

朝鮮民主主義人民共和国: 韓国によるそのような政治的申し立てを拒否し、もし自分の意思で脱北したのなら、どうして報道関係者との接触を否定されてきたのか尋ねる。彼らは即座に家族のもとへ返されるべきである。

10月21日(金)午前 第25回会議

議事項目 68(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

10. Javier Fernandez Valencia 人権高等弁務官事務所代表(Monica Pinto 裁判官と弁護士¹の独立独立性に関する特別報告者の代理)

11. Agnes Callamard 司法外、即決または恣意的刑の執行に関する特別報告者

質問: キューバ、シンガポール、オーストラリア、メキシコ、イラン・イスラム共和国、イラク、リヒテンシュタイン、フランス、カナダ、バプアニューギニア、エジプト、カメルーン、中国、フィリピン、欧州連合、パレスチナ国

Ms. Callamard の回答

12. Ben Emmerson テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者

質問: モロッコ、メキシコ、イラン・イスラム共和国、ブラジル、米国、イラク、オランダ、英国、トルコ、スイス、欧州連合

Mr. Emmerson の回答

10月21日(金)午後 第26回会議

議事項目 68(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

13. Michel Forst 人権擁護者の状況に関する特別報告者

質問: ノルウェー、メキシコ、米国、英国、スイス、コロンビア、イラン・イスラム共和国、ロシア連邦、スロヴェニア、オランダ、スペイン、ブラジル、アイルランド、カナダ、チェコ共和国、ポーランド、フランス、モロッコ、カメルーン、欧州連合

Mr. Forst の回答

14. David Kaye 意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者

質問: 米国、イラン・イスラム共和国、ラトヴィア、メキシコ、オーストリア、インドネシア、イラク、チェコ共和国、ロシア連邦、リトアニア、ポーランド、キューバ、英国、ブラジル、ノルウェー、デンマーク、エチオピア、カメルーン、欧州連合

Mr. Kaye の回答

15. Virginia Dandan 人権と国際連帯に関する独立専門家

質問: キューバ、モロッコ

Ms. Dandan の回答

10月24日(月)午前 第27回会議

議事項目 68(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

16. Joseph Cannataci プライヴァシーへの権利に関する特別報告者

質問: 米国、英国、スイス、イラン・イスラム共和国、イラク、モロッコ、ブラジル、欧州連合

Mr. Cannataci の回答

17. Santiago Corcuera Cabezuit 強制失踪委員会議長

質問: 日本、メキシコ、イラク、アルゼンチン、フランス、モロッコ、欧州連合

Mr. Cabezut の回答

18. Houria Es-Slam 強制または任意によらない失踪に関する作業部会議長

質問: モロッコ、米国、フランス、アルゼンチン、中国、欧州連合

Ms. Es-Slam の回答

10月24日(月)午後 第28回会議

議事項目 68(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

19. Jose Brillantes すべての移動労働者とその家族の権利保護委員会議長

質問: モロッコ、イラク、メキシコ、コロンビア、バングラデシュ、トルコ、欧州連合

Mr. Brillantes の回答

20. Francois Crepeau 移動者の人権に関する特別報告者

質問: モロッコ、エリトリア、ブラジル、メキシコ、ギリシャ、ロシア連邦、カナダ、米国、キューバ、コロンビア、インドネシア、アンゴラ、スイス、ドイツ、欧州連合、国際移動機関

Mr. Crepeau の回答

21. Chaloka Beyani 国内避難民の人権に関する特別報告者

質問: ジョージア、オーストリア、米国、日本、リヒテンシュタイン、トルコ、モロッコ、イラク、英国、アゼルバイジャン、ノルウェー、スイス、ナイジェリア

Mr. Beyani の回答

10月25日(火)午前 第29回会議

議事項目 68(b)(c)

議題紹介ステートメント(継続)

22. Hilal Elver 食糧への権利に関する特別報告者

質問: 米国、トルコ、イラン・イスラム共和国、ポーランド、スイス、カメルーン、インドネシア、モロッコ、エリトリア、欧州連合

Ms. Elver の回答

23. Koumba Boly Barry 教育への権利に関する特別報告者

質問: 南アフリカ、ポルトガル、イラン・イスラム共和国、メキシコ、カタール、ノルウェー、モロッコ、モルディヴ、カメルーン、インドネシア、欧州連合

Ms. Koumba Boly の回答

24. Philip Alston 極度の貧困と人権に関する特別報告者

質問: ハイチ、ジャマイカ、ロシア連邦、南アフリカ、中国、スペイン、スイス、中国、イラク、欧州連合

Mr. Alston の回答

10月25日(火)午後 第30回会議

議事項目 68(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

25. Leo Heller 安全な飲用水と下水道への人権に関する特別報告者

質問: メキシコ、スペイン、ブラジル、ドイツ、スロヴェニア、南アフリカ、スイス、モロッコ、モルディヴ、欧州連合

Mr. Heller の回答

26. Leilani Farha 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居に関する特別報告者

質問: 英国、ブラジル、南アフリカ、モルディヴ、ドイツ、カタール、モロッコ、イラク、欧州連合

Ms. Farha の回答

27. Dainius Puras 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利に関する特別報告者

質問: ポルトガル、メキシコ、モロッコ、南アフリカ、インドネシア、モルディヴ、ブラジル、パラオ(オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、ミクロネシア連邦国家も代表)、欧州連合

Mr. Puras の回答

10月26日(水)午前 第31回会議

議事項目 68(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

28. Maria Soledad Sisternas Reyes 障害者の権利委員会議長

質問: イラン・イスラム共和国、イラク、ノルウェー、インドネシア、リビア、ロシア連邦、モロッコ、トルコ、メキシコ、欧州連合

Ms. Sisternas Reyes の回答

29. Catalina Devandas Aguilar 障害者の権利に関する特別報告者

質問: ノルウェー、モルディヴ、イラン・イスラム共和国、コロンビア、コスタリカ、カタール、メキシコ、ロシア連邦、ブラジル、米国、中国、スペイン、オーストラリア、モロッコ、パラオ、南アフリカ、インドネシア、欧州連合

Ms. Devandas Aguilar の回答

30. Ikponwosa Ero 白皮症の人々の人権の享受に関する独立専門家

質問: タンザニア連合共和国、ソマリア、日本、イスラエル、パナマ、モザンビーク

Ms. Ero の回答

10月26日(水)午後 第32回会議

議事項目 68(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

31. Karima Bennoune 文化的権利の分野の特別報告者

質問: イラン・イスラム共和国、イラク、ノルウェー、インドネシア、リビア、ロシア連邦、トルコ、メキシコ、欧州連合

Ms. Bennoune の回答

32. Pablo De Greiff 真実・正義・賠償・再発防止の保証に関する特別報告者

質問: 米国、スイス、コロンビア、欧州連合

Mr. De Grieff の回答

答弁権行使

バーレーン: イランに応じて、宗教に関わりなくすべての国民の人権を保護することへの我が国のコミットメントを強調する。我が国は、宗教的背景を根拠に差別はしない。暴力をそそのかした容疑があつて初めて人は裁判にかけられるが適用できる法律に従って相当のプロセスが与えられる。

イラン・イスラム共和国: 驚いて応えるが、我が国の発言中にバーレーンについての言及はなかった。答弁権を行使するよりは特別報告者の報告に対応した方が、バーレーンにとっては適切であつたろう。

10月27日(木)午前 第33回会議

議事項目 68(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

33. YangheeLee ミャンマーの人権状況に関する特別報告者

質問: ミャンマー、ノルウェー、米国、中国、日本、エリトリア、タイ、オーストラリア、スイス、エジプト(イスラム協力団体を代表)、ロシア連邦、ラオ人民民主主義共和国、朝鮮民主主義人民共和国、チェコ共和国、ヨルダン、シンガポール、英国、韓国、フィリピン、サウディアラビア、ヴェトナム、イラン、欧州連合

Ms. Lee の回答

34. Tomas Ojea Quintana 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する特別報告者

質問: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、シリア・アラブ共和国、日本、オーストラリア、リヒテンシュタイン、オランダ、米国、ロシア連邦、英国、ベラルーシ、スイス、チェコ共和国、中国、韓国、ドイツ、キューバ、ノルウェー、モルディヴ、イラン・イスラム共和国、アイルランド、ラオ人民民主主義共和国、アルゼンチン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、欧州連合

Mr. Quintana の回答

10月27日(木)午後 第34回会議

議事項目 68(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

35. Miklos Haraszti ベラルーシの人権状況に関する特別報告者

質問: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、ベラルーシ、米国、チェコ共和国、キューバ、ノルウェー、ロシア連邦、リトアニア、ドイツ、ポーランド、トルクメニスタン、キルギスタン、ラオ人民民主主義共和国、スイス、エクアドル、イラン・イスラム共和国、アイルランド、英国、アゼルバイジャン、カザフスタン、エリトリア、タジキスタン、パキスタン、バングラデシュ、ウズベキスタン、中国、朝鮮民主主義人民共和国、シリア・アラブ共和国、ボリヴィア多民族国家、欧州連合

Mr. Haraszti の回答

36. Sheila B. Keetharuth エリトリアの人権に関する特別報告者・エリトリアの人権状況に関する調査委員会元委員

質問: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、エリトリア、ミャンマー、ジブティ、米国、ジンバブエ、ドイツ、アラブ首長国連邦、エクアドル、エチオピア、中国、ノルウェー、キューバ、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、英国、バングラデシュ、スイス、ロシア連邦、パキスタン、ブルンディ、イラン・イスラム共和国、エジプト、欧州連合

Ms. Keetharuth の回答

37. Michael Lynk 1967 年以来被占領のバレスチナ領土における人権状況に関する特別報告者

答弁権行使
エチオピア

10月28日(金)午前 第35回会議

議事項目 68(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

質問: ヨルダン、セネガル、インドネシア、イラン・イスラム共和国、キューバ、カタール、ノルウェー、南アフリカ、モロッコ、サウジアラビア、イスラエル、モルディヴ、トルコ、パレスチナ国、欧州連合

Mr. Lynk の回答

38. Vijay Nambiar ミャンマーに関する事務総長特別顧問

質問: ミャンマー、シンガポール、ノルウェー、エジプト(イスラム協力団体を代表)、中国、英国、欧州連合

Mr. Nambiar の回答

39. Heiner Bielefeldt 宗教または信念の自由に関する特別報告者

質問: ポーランド、デンマーク、イラン・イスラム共和国、米国、ドイツ、ノルウェー、英国、アイルランド、カナダ、イエーメン、欧州連合

Mr. Bielefeldt の回答

40. Maria Grazia Giammarinaro 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者: 人身取引は、紛争の組織的結果であることを強調する。この関連性への国際的関心の高まりを歓迎し、人身取引被害者には、紛争中等のそのような虐待に対して同じ権利、相当の注意義務、保護及び防止への資格がある。私の報告書は、3つの視点から紛争関連の人身取引を強調している。第一の視点は、紛争を逃れてくる人の人身取引である。例えば、フランスのカレー及びダウンキルクにある難民キャンプにいるアフガニスタンとスーダンからの付添いのない子供たちは、英国に行かせると約束した人々によって性的搾取のために違法に取引されてきた。

二つ目の視点は、紛争中の人身取引で、紛争地帯に入る移動労働者の人身取引は、隠された問題であり、しばしば、女性と女兒が労働にも性的虐待にも従わせられるという結果となっている。最後の視点は、紛争後の状況の人身取引で、平和維持活動が継続して、性暴力、虐待、搾取という「恥ずかしい出来事」の場となっている。大きな軍隊の圧倒的に男性の国際的存在が、労働搾取または性的搾取のための人身取引を通して生み出される品物とサービスに対する需要に火をつけている。報告書からの勧告には、6つの措置が含まれているが、その中に、移動者の受け入れセンターで、適切な手続きが確立され、市民社会団体と協力して、訓練を受けた職員によって実施されるべきであるというのがある。

質問: 米国、ドイツ、英国、リヒテンシュタイン、南アフリカ、モロッコ、エリトリア、スイス、欧州連合

Ms. Giammarinaro の回答: 人身取引は、紛争の組織的結果であり、その状況内で対処されなければならない。反人身取引は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と「グローバル・コンパクト」に完全に統合されなければならない。移動者の大きな動きがあるところでは、移動者と面接して搾取や人身取引の徴候を明らかにする能力のある NGO 及びその他と協力して、反人身取引手続を確立することが重要である。加盟国は、危険にさらされている人々が雇用を見つける手助けもするべきである。こういった措置は、

行動全体にわたって統合されなければならない。「持続可能な開発目標 8.7」の一部としての「国際労働機関同盟」は、好事例の一つであり、特に供給網で自己規制ツールが実施されることを保障するために企業をかかわらせている。

10月28日(金)午後 第36回会議

決議の紹介

1. 社会開発世界首脳会合と第24回特別総会の成果の実施(A/C.3/71/L.5)

主提案国: タイ(G77/中国を代表)

2. 国際家族年の20周年及びその後のフォローアップ(A/C.3/71/L.6)

主提案国: タイ(G77/中国を代表)

3. 第2回高齢者問題世界会議のフォローアップ(A/C.3/71/L.7)

主提案国: タイ(G77/中国を代表)

4. 生活のための識字: 今後のアジェンダの形成(A/C.3/71/L.9)

主提案国: モンゴル

共同提案国: オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、エストニア、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、モルディヴ、マルタ、メキシコ、スペイン、米国、アルゼンチン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コスタリカ、チェコ共和国、フィンランド、ジョージア、カザフスタン、リトアニア、マダガスカル、モロッコ、ニュージーランド、パナマ、モルドヴァ共和国、スウェーデン、タイ

5. 子ども結婚、早期・強制結婚(A/C.3/71/L.13)

主提案国: カナダ

共同提案国: アイスランド、イタリア、モンゴル、オランダ、ペルー、英国、ザンビア、アルゼンチン、アルメニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、コートジボワール、ジョージア、ケニア、モロッコ、ルワンダ、

議事項目 68(b)(c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

41. Rita Izsak-Ndiaye マイノリティ問題に関する特別報告者

質問: ハンガリー、オーストリア、米国、ロシア連邦、ノルウェー、欧州連合

Ms. Izsak-Ndiaye の回答

42. Ahmed Shaheed イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者

質問: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、イラン・イスラム共和国、米国、シリア・アラブ共和国、ドイツ、英国、スイス、ジンバブエ、ノルウェー、カナダ、ロシア連邦、チェコ共和国、日本、朝鮮民主主義人民共和国、キューバ、中国、エリトリア、パキスタン、欧州連合

Mr. Shaheed の回答

一般討論

ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、インドネシア(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、フィンランド(スウェーデンも代表)、アルゼンチン、スイス

10月31日(金)午前 第37回会議

議事項目 68(b)(c)(継続)

一般討論(継続)

欧州連合、米国、コロンビア、ロシア連邦、リビア、タイ、アラブ首長国連邦、ブラジル、エジプト、ノルウェー、ホーリーシー、ヴェトナム、シンガポール、カタール、カナダ、イラク、キプロス、ミャンマー、ギリシャ、エリトリア、ネパール、**日本**、ルワンダ、カザフスタン、インド、イラン・イスラム共和国、オーストラリア、アルジェリア、パラオ、スーダン、スリランカ、ジンバブエ、朝鮮民主主義人民共和国、セルビア、バングラデシュ、ウクライナ、リヒテンシュタイン(オーストラリア、アイスランド、ニュージーランド、スイスも代表)

日本のステートメント(齋藤純公使): 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況は、改善されておらず、我が国と欧州連合は、12年目にこの問題に関する決議案を提案する。外国人の拉致は、朝鮮民主主義人民共和国の最も重大な人権侵害の一つである。申し立てられた国際人道法・人権法の侵害の中で、イエーメンにおける状況と同様に、シリアにおける人道・人権状況も、深く懸念される場所である。日本は、この紛争を仲裁し、平和と安定をもたらす国連の努力を支援している。

10月31日(月)午後 第38回会議

議事項目 68(b)(c)(継続)

一般討論(継続)

キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アゼルバイジャン、マラウイ、モロッコ、中国、パレスチナ国、クウェート、フィリピン、食糧農業機関(FAO)

答弁権行使

バーレーン: 米国のステートメントに答えるが、我が国政府の最高水準の人権保護と国連との協力を再確認する。バーレーンは、強い国のアイデンティティ感を推進する開放的な民主的プロセスにコミットしているが、分派主義からの政治領域を保護する措置を設置している。市民権の取り消しは、法律に従って行われている。名を挙げられた人々を含め、誰も表現の自由のために迫害されるということはない。

トルコ: ギリシャのコメントに答えるが、ギリシャの歴史の追憶は、依怙臆惧的で一方的なものとして拒否する。トルコ系キプロス人は、1963年に政府機関から追い出され、ギリシャが始めた軍事クーデターからトルコ系キプロス人を保護するために、トルコは、1974年に介入した。正当な解決に達する事務総長の努力は支援するが、ギリシャは、政治的目的のために人道問題を利用している。不動産委員会は、ギリシャ系キプロス人には償還請求権を提供したが、文化的遺産問題は、合同委員会によって対処されている。米国に対しては、トルコ政府は、クーデターの試みからの副産物に対処する際に、相当のプロセスに従っており、海外で暮らしているクーデター指導者の送還を要請する。

ロシア連邦: 米国が、マンダートの一部ではない問題を第3委員会に持ち出したことを残念に思う。クリミアの人々は、国民投票によってロシア連邦に加わった。ウクライナは、クリミアの経済封鎖を行ってきたウクライナの急進派またはウクライナの独立を通して当局によって無視されてきたタタール人の状況を述べればもっと正直になるであろう。米国と欧州連合には、東アレッポに関するロシア政府の立場をもっと知ってもらうよう要請する。

中国: 自国または同盟国の侵害については沈黙しているが、人権を地政学的ツールとして利用している米国と欧州連合からの我が国の人権状況に対する政治的動機のある、根拠のない申し立てと攻撃に反対する。米国では、銃がいたるところにあり、警察は民族的マイノリティに対して武力を用い、人種に基づくヘイト犯罪が継続しており、政府は捜査を通して国民のプライバシーを侵害している。一方、欧州連合では、移動者に対する人種主義が重大な懸念である。

朝鮮民主主義人民共和国: 米国と欧州連合の申し立てを拒否し、米国は、民主主義を装って、海外で女性と子どもを殺害したことを述べる。同じことが、難民が差別され、搾取されている欧州連合について

も言える。日本のコメントに対しては、拉致された国民の問題は対処されたことを述べる。日本は自国の犯罪に対処し、謝罪するべきである。

ウクライナ: 占領の違法性に関する国際協定に注意を引く。

キプロス: トルコのキプロス領土の占領について懸念を表明し、即座に占領を終わらせるようトルコに要請する。

イスラエル: テロリスト集団を受け入れていることと女性に対する差別を含め、パレスチナ人が行った選択を嘆かわしく思う。パレスチナ人は、憎悪をそそのかすのではなく、保健と教育を推進するべきである。

パレスチナ国: イスラエルに伝えるが、そそのかしの主張を排斥する。暴力の原因は占領である。パレスチナの子どもたちが憎しみを教えられているとの主張はけしからぬものである。概説された権利侵害は、パレスチナの作り話ではなく、むしろ国際社会によって認められたものである。

朝鮮民主主義人民共和国: 日本のコメントを拒否し、人道違反の犯罪に対して謝罪し、在日朝鮮人に対する権利侵害をなくすよう日本に要請する。

日本: 我が国は「ストックホルム合意」を破る積りはない。朝鮮民主主義人民共和国が、特別報告者によって提起された懸念に応えなかったのは残念である。

イスラエル: パレスチナのコメントに伝えるが、テロ行為のための子どもの使用に関するパレスチナ NGO と裁判所の調査結果を文書で具陳することを楽しみにしている。

11月1日(火)午前 第39回会議

議事項目 66: 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の撤廃、(a)人種主義・人種差別・害引く仁排斥・関連する不寛容の撤廃、(b)「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップの包括的実施

議事項目 67: 民族自決権

提出文書

1. 第 87 回・88 回人種差別撤廃委員会報告書(A/71/18)
2. アフリカ系の人々に関する作業部会報告書(A/71/297)
3. 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者報告書(A/71/325)、
4. 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者報告書(A/71/301)
5. 人権を侵害し民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会報告書(A/71/318)
6. 『『国際アフリカ系の人々の 10 年』の実施のための活動計画』と題する事務総長報告書(A/71/290)
7. 「人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の全面撤廃のための具体的行動と『ダーバン宣言と行動計画』の包括的実施とフォローアップの世界的呼びかけ」と題する事務総長報告書(A/71/399)
8. 『『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』の状態』と題する事務総長報告書(A/71/327)
9. 「民族自決権」と題する事務総長報告書(A/71/326)
10. 「ダーバン宣言と行動計画」の実施に関する著名な独立専門家グループに関する事務局メモ(A/71/288)
11. ニュールンベルグ裁判所の作業の終了 70 周年記念に関する「宣言」に関する独立国共同体国家の長会議による決定を伝えるキルギスタン大使からの 10 月 5 日付書簡に関する事務局メモ(A/C.3/71/3)

議題紹介ステートメント

1. Andrew Gilmour 人権のための事務総長補

質問: 南アフリカ、カメルーン

Mr. Gilmour の回答

2. Ricardo Sunga III アフリカ系の人々に関する作業部会議長

質問: 米国、南アフリカ、イラン・イスラム共和国、モロッコ、メキシコ、欧州連合

Mr. Sunga III の回答

3. Gabor Rona 民族自決権を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業田部会委員

質問: イラン・イスラム共和国、イラク、チリ、欧州連合

Mr. Rona の回答

4. Anastasia Crickley 人種差別撤廃委員会議長

質問: モロッコ、ベルギー(スロヴェニアも代表)、メキシコ、英国、デンマーク、アイルランド、スペイン、ロシア連邦、中国、欧州連合

Ms. Crickley の回答

11月1日(火)午後 第40回会議

議事項目 66(a)(b)、67(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

5. Mutuma Rutere 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者

質問: メキシコ、南アフリカ、インドネシア、英国、モロッコ、スイス、ロシア連邦、デンマーク、欧州連合

Mr. Rutere の回答

一般討論

タイ(G77/中国を代表)、ボツワナ(アフリカ諸国を代表)、ドミニカ共和国(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、エジプト、南アフリカ(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、コロンビア、キューバ、ロシア連邦、ブラジル、イスラエル、ホーリーシー、インドネシア、サウディアラビア、リヒテンシュタイン、ジョージア、イラン・イスラム共和国、トルコ、マレーシア、フィジー

11月2日(水)午前 第41回会議

議事項目 66(a)(b)、67(継続)

一般討論(継続)

イラク、パキスタン、ナイジェリア、インド、ヨルダン、イラン・イスラム共和国、ウクライナ、アルメニア、ナミビア、アゼルバイジャン、セネガル、ボリヴィア多民族国家、ガンビア、アルジェリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パレスチナ国、エリトリア、モロッコ、パレスチナ国

答弁権行使

ロシア連邦: アブカジアの現実を受け入れるようジョージアに要請する。クリミアは、受け入れられた国民党批評の後でロシア連邦の一部となり、クリミア人は全ての人権を享受していることを受け入れるようウクライナに要請する。法的保護が利用でき、ロシア当局は、すべての人権侵害に対応するであろう。

アルメニア: アゼルバイジャンは、歴史と我が国のことを不正確に述べた。アルメニアは、アゼルバイジャンによる野蛮な攻撃またはその行為の賞賛、アゼルバイジャンの武力が「ジュネーヴ条約」の違反していることを許すことはできない。平和的解決に代わるものではなく、アゼルバイジャンは休戦協定を守るべきである。

パキスタン: インドは維持できない被占領地域に関して間違った主張をした。カシミール人の闘いは、テロリズムとはならない。

ウクライナ: この地域におけるいくつかの国々に対するロシア連邦の攻撃を想起し、ロシアの銀行は、クリミアをロシアの一部とは考えていないので、クリミアで事業をしないことに決めている。

ジョージア: ロシアのコメントに対して、2008年の武力紛争中に行われた犯罪の捜査を許可するという国際刑事裁判所の裁判前法廷の2016年1月27日の決定を想起する。その決定の中で、裁判所は、ジョージア人人口が70%も減少する結果となった南オセチアからの在南オセチア・ジョージア人を強制的に追い出すための文民の鞭打ち、略奪及びその他の行為の首尾一貫したパターンに留意した。

アゼルバイジャン: アルメニアがアゼルバイジャンに戦争を仕掛け、その領土の民族浄化を行ったことを想起する。アルメニアは攻撃国であり占領国として、国際的な決定を拒否した。アルメニア指導部による「有名な」ヘイト・スピーチの推進を指摘する。

イスラエル: 2国並立の解決策を支持するが、平和には辛い妥協が必要である。パレスチナ人にとっては、イスラエルへの攻撃を止めるよう自国民に告げるよりは国連で発言する方が楽なのである。パレスチナ人は、イスラエル人を殺すためにその労働許可証を悪用し、殺すためにイスラエルの病院へのアクセスを利用し、聖地を標的としている。こういった攻撃を助長する学校でのそそのかしを止めるようパレスチナ人に要請する。イスラエルのNGOを引用したことに對してパレスチナ人に感謝し、イスラエルは繁栄する民主国であることを述べる。

アルジェリア: 国からの離別を望んでいるアルジェリアの地域社会についてのモロッコのコメントを拒否する。サハラ人の自決権に対するアルジェリアの支持を繰り返し述べる。

アルメニア: アゼルバイジャンが述べた安全保障理事会決議は、紛争の軍事的段階中に採択された。アゼルバイジャンは、ソーシャル・メディアに自分の犯罪の写真を掲載したアゼルバイジャンの軍人を含め、十分に文書化されているので、アルメニアが引用した残虐行為のリストには反論しなかった。

パレスチナ国: イスラエルが引用した事実は独立した国連機関によって確立されていることを想起し、イスラエルが占領に対処することを拒否したことに留意する。何十万人もの入植者が、占領地に移され、イスラエルの平和への公約に疑問を呈している。

アゼルバイジャン: ナゴルノ・カラバフは、アルメニア当局により違法に占領された。申し立てられた残虐行為に関しては、悔恨の念もなく行われ続けてきたアルメニアによる犯罪を想起する。アゼルバイジャンは、ただ違法な占領に対して自衛しているのであって、非占領地でのアルメニアの活動を疑問視しているのである。

モロッコ: アルジェリアのコメントは逆説的である。モロッコ領サハラはモロッコ領のままである。

アルジェリア: 被占領地となると、国連によって出される概念や協定に対して国々は異なった理解をしている。アルジェリアは、その主権への干渉を受け入れたことは一度もない。

モロッコ: アルジェリアは、モロッコに属するサハラの部分の法的地位についてすべての情報を分かち合っているわけではない。モロッコは、アルジェリアの思い違いを受け入れない。

11月2日(水)午後 第42回会議

議事項目 60: 国連難民高等弁務官報告書、難民・帰還民・国内避難民に関連する問題及び人道問題

提出文書

1. 国連難民高等弁務官報告書(A/71/12)
2. 上記報告書付録、高等弁務官のプログラムの執行委員会(A/71/12/Add.1)
3. アフリカの難民・帰還民・国内避難民への支援に関する事務総長報告書(A/71/354)

議題紹介ステートメント

Filippo Grandi 国連難民高等弁務官

質問: アルジェリア、ノルウェー、日本、イラン・イスラム共和国、ギリシャ、イラク、カナダ、南アフリカ、ヨルダン、モロッコ、エチオピア、トルコ、ロシア連邦、コロンビア、欧州連合

日本の質問: 人道セクターと開発セクターとの間でサイロが破壊されたのかまたは課題が残っているのかどうか?

Mr. Grandi の回答

一般討論

欧州連合、米国、スイス、アルゼンチン、コロンビア、アフガニスタン、ロシア連邦、リビア、ブラジル、ケニア、シリア・アラブ共和国、チュニジア、クウェート、タイ、ジョージア

11月3日(木)午前 第43回会議

議事項目 60(継続)

一般討論(継続)

モナコ、カタール、イラク、トルコ、ナイジェリア、南アフリカ、レバノン、エリトリア、エチオピア、日本、中国、スーダン、ヨルダン、マリ、韓国、セルビア、ウクライナ、ザンビア、イラン・イスラム共和国、カメルーン、インド、モロッコ、タンザニア連合共和国、アゼルバイジャン、ウガンダ、アルジェリア、パキスタン、マダガスカル、国際赤十字委員会(ICRC)、国際赤十字赤新月社連盟(IFRC)

日本のステートメント(堤太郎参事官): 世界人道サミットと国連難民移動者サミットのフォローアップは重要であり、日本は、それぞれのサミットで発表した公約を実施するつもりである。「人道的開発ネクサス」がサミット全体を通して強調されてきたことを評価するが、これはパラダイム・シフトを表しており、諸機関が、それぞれの分野を超えて共同するべきであることを強調する。シリア国内で人道支援を実施するよう国際社会に呼びかけ、アフリカ大陸の強制移動が極めて重大であることを忘れないよう警告する。Dadaab 難民キャンプの閉鎖をめぐる討論がそのような危機がどれほど長引いているかを示している。

答弁権行使

ロシア連邦: 人道上の議事項目に関する議論が、他の問題を持ち出すために利用されてきたことを残念に思う、ジョージアは、問題の領域は主権国家であることを認めるべきである。ウクライナは、国の東南部の状況について嘘を広げてきた。ウクライナ人の強制移動の真の原因は、ウルトラ・ナショナリストによる犯罪である。

ウクライナ: ロシア連邦は会議の準備ができなかったことを暗に示した。ロシアには、「敬意をもって」ステートメントを準備するよう要請する。ロシア連邦が提供できる唯一の人道支援は、その軍を完全撤退させることである。ウクライナには、内部攻撃の問題はなく、むしろウクライナに対するロシア連邦の攻撃である。2つのチェチェン戦争を想起し、そこでの攻撃がすべてを覆した。

ジョージア: ロシアのコメントは、帰還の権利を政治利用するために行われたことを明確にする。ジョージア人自身が占領下にあるので、この原則はジョージア人に対しては果たされなかった。この紛争には2つの当事国がある。つまり、自衛しているジョージアと攻撃者であるロシア連邦である。

アルジェリア: モロッコに伝えるが、「サハラ」は非自治領であり、国際的にもそのように認められている。この領土の人々は、その未来を決定できなければならない。その選択はモロッコ次第ではない。サハラ人は保護されなければならない。暴力の申し立てに対しては、暴力は非占領地で起こったのであり、自決権を尊重する必要があることを強調する。アルジェリアとしては、登録が行われることを保障し続ける。

モロッコ: アルジェリアはティンドウーフ・キャンプの住人のためにいろいろとやっただと言いつつ続けているが、アルジェリアはあの貧しい人々から彼らに提供されている支援を横流しして国庫を満たしてきたことを恥ずかしいと思わないのかどうか尋ねる。設置されている支援に言及して、数字の詳細を提供して税の申告書を読み上げる。

ロシア連邦: 最も新しい UNHCR の報告書は、ウクライナの国内避難民は、社会給付を受けることができず、閉鎖が続いていると述べている。ウクライナのコメントに関しては、国連機関による関連文書を読むよう要請する。

ウクライナ: 討議されているトピックは国内避難民であり、170万人の人々が国内避難させられているウクライナの状況の根本原因は、ロシア連邦という外国の攻撃であり、それこそこの会議室で議論する問題である。

ジョージア: 強制移動とあらゆる領土における人権問題のみならず、帰還の権利の問題が、本日討議されつつあるトピックである人道・人権問題であることを説明しなければならなかったとは驚きである。

アルジェリア: キャンプを訪問した事務総長に対する「攻撃」に言及して、西サハラ国民投票国連ミッション(MINURSO)の追放によって説明されてきた植民地解除の問題を強調する。

モロッコ: アルジェリアは議論をそらそうとし続けている。モロッコは欧州連合の報告書をただ読んだだけであり、「あれは嘘だ、報告書は支持されていない」を強調する。アルジェリアには、カバイル族について尋ねる。アルジェリアは、西サハラ問題は植民地問題であると言い続けているが、むしろこれは領土の保全を完成させる問題である。

11月3日(木)午後 第44回会議

決議の紹介(継続)

6. 産科フィステュラをなくすための努力の強化(A/C.3/71/L.16)

主提案国: ニジェール、セネガル(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: 中国、エルサルバドル、モンゴル、東ティモール、ヴェトナム、

決議の採択

1. 生活のための識字: 未来のアジェンダを形成する(A/C.3/71/L.9/Rev.1)---PBI なし

主提案国: モンゴル

共同提案国: アルバニア、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ブルガリア、チリ、中国、コロンビア、クロアチア、キプロス、エストニア、ドイツ、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、イタリア、**日本**、ラトヴィア、モルディヴ、マルタ、メキシコ、ノルウェー、パラグアイ、ポーランド、スロヴェニア、スペイン、スリランカ、アラブ首長国連邦、英国、米国、アフガニスタン、アルジェリア、アンドラ、アルゼンチン、バハマ、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、カナダ、コスタリカ、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、アイスランド、インド、イスラエル、カザフスタン、レバノン、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マラウイ、モナコ、モンテネグロ、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、パラオ、パナマ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、サンマリノ、セルビア、シンガポール、スロヴァキア、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、トルクメニスタン、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエーメン

コンセンサスで決議を採択

2. 第13回国連犯罪防止・刑事司法会議のフォローアップと第14回国連犯罪防止・刑事司法会議の準備(A/C.3/71/L.2)---PBI なし

主提案者: 経済社会理事会

コンセンサスで決議を採択

3. 代替の開発に関する国連指導原則の実施の推進(A/C.3/71/L.3)---PBI なし

主提案者: 経済社会理事会

コンセンサスで決議を採択

11月4日(金)午前 第45回会議

議事項目 63: 人権理事会報告書

提出文書

1. 第24回・25回人権理事会特別会期報告書(A/71/53)

2. 上記報告書付録、第31回・32回・33回人権理事会通常会期報告書(A/71/53/Add.2)

議題紹介ステートメント

Choi Kyong-Lim 人権理事会議長

質問: アルジェリア、中国、南アフリカ、アルゼンチン、英国、コスタリカ、韓国、ブラジル、モルディブ、アイルランド、メキシコ、ドイツ、ロシア連邦、リヒテンシュタイン(オーストラリア、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)、カナダ、ハンガリー、イラク、スーダン、デンマーク、インドネシア、エチオピア、米国、パラオ、モロッコ、エジプト、スイス、シリア・アラブ共和国、インド、ブルンディ、欧州連合

Mr. Choi の回答

一般討論

ボツワナ(アフリカ・グループを代表)、米国、チリ

答弁権行使

サウディアラビア: シリアのコメントに応えるが、同盟は国連決議を基にイエーメンに介入した。禁止されている科学兵器の使用を考えれば、シリアが我が国を非難するとは皮肉である。

シリア・アラブ共和国: シリアはサウディアラビアの見解を求めたのではない。サウディアラビアは、イエーメンでの襲撃の「現実」に応えるべきである。

サウディアラビア: 我が国は、シリアの見解に応じて答弁権を求めた。サウディアラビアは、国連決議に基づき、イエーメンの合法的政府の要請でイエーメンに介入した。

シリア・アラブ共和国: イエーメンにおけるサウディアラビアの権利侵害は、委員会へのプレゼンテーションで、学校と病院の破壊と子どもたちの殺害を描写している報告書からパラグラフを撤回せよとのサウディアラビアの圧力に言及した特別報告者 Leila Zerrougui によって文書化されている。我が国は、この問題に関する行動の欠如について人権理事会議長に質問を出したが、答えを得られなかった。

スーダン: 米国のコメントに応えるが、米国によって課された 20 年以上にわたる一方的な制裁にもかかわらず、人権理事会でその書類に対して米国が公約を行ったことを想起する。

サウディアラビア: シリアの言葉を「根拠のない」ものとし、サウディアラビアが、Ms. Zerrougui に報告書の部分を撤回するよう説得したことはないことを強調する。さらに、イエーメンでの連合軍は、病院を破壊したことはなく、そのような破壊はフーシー(Houthis)によって行われたものである。

11月8日(火)午後 第46回会議

決議の紹介(継続)

7. 女性性器切除を撤廃する努力の強化(A/C.3/71/L.15)

主提案国: ブルキナファソ、ニジェール(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: アンティグア・バーブダ、中国、レバノン、パラオ、ヴェトナム

8. 人権と極度の貧困(A/C.3/71/L.22)

主提案国: ペルー

共同提案国: アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、バングラデシュ、ハイティ、ホンデュラス、モンゴル、パナマ、パラグアイ、東ティモール、ウガンダ

9. 死刑の使用の一時停止(A/C.3/L.27)

主提案国: モンゴル

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カーボヴェルデ、カナダ、チリ、コロンビア、コンゴ共和国、コスタリカ、コートイヴォワール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ギニアビサウ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、ミクロネシア連邦国家、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、

ニュージーランド、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、ウクライナ、英国、ウルグアイ、ヴスエネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ボリヴィア多民族国家、フィジー、ハイティ、モザンビーク、サモア、シエラレオネ、ソマリア、トーゴ

10. 平和への権利宣言(A/C.3/71/L.29)

主提案国: キューバ

共同提案国: アルジェリア、ボリヴィア多民族国家、朝鮮民主主義人民共和国、エリトリア、ナミビア、ニカラグア、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、ベラルーシ、カメルーン、中央アフリカ共和国、中国、ラオ人民民主主義共和国、ミャンマー、南アフリカ、トーゴ、ジンバブエ

11. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/C.3/71/L.24)

主提案国: カタール

共同提案国: オーストラリア、バーレーン、カナダ、フランス、ヨルダン、クウェート、ミクロネシア連邦国家、モロッコ、パラオ、サウディアラビア、セネガル、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、米国、ベルギー、コモロ、エストニア、ジョージア、ドイツ、日本、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、モーリタニア、オランダ、オマーン、ソマリア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、イエーメン

当該国ステートメント: シリア・アラブ共和国

12. イラン・イスラム共和国の人権状況(A/C.3/71/L.25)

主提案国: カナダ

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ミクロネシア連邦国家、モナコ、オランダ、ノルウェー、パラオ、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国、米国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

当該国ステートメント: イラン・イスラム共和国

13. 自治領クリミア共和国とセヴァストポリ市の人権状況(A/C.3/71/L.26)

主提案国: ウクライナ

共同提案国: オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、パラオ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国、米国、アルバニア、アイルランド、イタリア、日本、マルタ、モンテネグロ、ノルウェー、モルドヴ共和国

当該国ステートメント: ロシア連邦、アクリイナ

議事項目 63(継続)

一般討論(継続)

ナミビア、イラク、コロンビア、カザフスタン、インドネシア、南アフリカ、エリトリア、イラン・イスラム共和国、ラトヴィア、ボツワナ、キューバ、インド

一般討論でのステートメントの状態

A: ステートメント総数

C: 加盟国によるステートメント

E: 女性によるステートメント

B: 国グループによるステートメント

D: 国際団体によるステートメント

F: 男性によるステートメント

議事項目	A	B	C	D	E	F
社会開発	92	8	82	2	41(内青年 19)、38%	65(内青年 13)、61%
犯罪防止・麻薬	60	4	56	0	10、17%	50、82%
女性の地位向上	114	7	104	3	62、54%	52(内青年 1)、46%
子どもの権利	103	6	93	4	52、50%	51、50%
先住民族	33	5	26	2	18、54.5%	15、45.5%
人権条約	34	3	30	1	13、38%	21、62%
人権問題	52	5	46	1	22、42%	30、58%
人種主義	37	4	33	0	17、46%	20、54%
難民	45	1	42	2	17、38%	28、62%
人権理事会	15	1	14	0	6、40%	9、60%
総計	585	44	526	15	258 ¹⁰ 、43%	341 ¹⁰ 、57%

11月10日(木)午後 第47回会議

決議の紹介(継続)

13. ナチズム、ネオ・ナチズム及びその他の現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容を煽る慣行の賞賛との闘い(A/C.3/71/L.45)

主提案国: ロシア連邦

共同提案国: バングラデシュ、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、ブルンディ、中国、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、エリトリア、インド、カザフスタン、ミャンマー、ニカラグア、パキスタン、スーダン、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、ジンバブエ、アンゴラ、アゼルバイジャン、ベナン、ギニア、キルギスタン、ラオ人民民主主義共和国、モーリタニア、モロッコ、ナミビア、南アフリカ、トルクメニスタン、ウズベキスタン

14. 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の全面撤廃と「ダーバン宣言と行動計画」の包括的実施とフォローアップのための具体的行動の世界的呼びかけ(A/C.3/71/L.48)

主提案国: タイ(G77/中国を代表)

15. 民族自決権へのパレスチナ人の権利(A/C.3/71/L.50)

主提案国: エジプト

共同提案国: アルジェリア、アルメニア、ベラルーシ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ブルガリア、中国、朝鮮民主主義人民共和国、エルサルヴァドル、エリトリア、ガンビア、インドネシア、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、モーリタニア、モロッコ、ナミビア、ニカラグア、オマーン、ポルトガル、サウディアラビア、セネガル、スーダン、シリア・アラブ共和国、チュニジア、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ヴェトナム、イエーメン、アンゴラ、アンティグア・バーブダ、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コモロ、コンゴ共和国、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ジブティ、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ギニアビサウ、クアチアナ、ハンガリー、インド、イタリア、カザフスタン、ラオ人民民主主義共和国、ラトヴィア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マダガスカル、マレーシア、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、カタール、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セントヴィンセント・グレナディーン、スロヴァキア、スロヴェニア、スリランカ、

¹⁰ ステートメント総数と男女によるステートメントの総数が合わないのは、1つのステートメントに対して国が2人または3人の青年代表を出している場合があるからである。

スウェーデン、タジキスタン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、ウガンダ、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジンバブエ

16. 民主的で公正な国際秩序の推進(A/C.3/71/L.30)

主提案国: キューバ

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、中国、朝鮮民主主義人民共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、エリトリア、インド、モーリタニア、ナミビア、ニカラグア、パキスタン、スーダン、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、アンゴラ、バングラデシュ、ベラルーシ、ボツワナ、コモロ、コンゴ共和国、コートジボワール、イラン・イスラム共和国、ラオ人民民主主義共和国、マダガスカル、ミャンマー、ロシア連邦、セントヴィンセント・グレナディーン、スリランカ、ウガンダ、ジンバブエ

17. 食糧への権利(A/C.3/71/L.31)

主提案国: キューバ

共同提案国: アルジェリア、ボリヴィア多民族国家、中国、エクアドル、エリトリア、フィジー、ホンデュラス、インド、ヨルダン、クウェート、モーリタニア、モンゴル、ミャンマー、ナミビア、ネパール、ニカラグア、パナマ、スーダン、シリア・アラブ共和国、トルクメニスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、アンゴラ、アンティグア・バーブダ、バングラデシュ、ベラルーシ、ベナン、カーボヴェルデ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コモロ、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブティ、ガンビア、グアテマラ、ギニア、グアイアナ、イラン・イスラム共和国、ラオ人民民主主義共和国、リベリア、マダガスカル、モロッコ、パラグアイ、カタール、ロシア連邦、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、セネガル、南アフリカ、南スーダン、スリランカ、スリナム、タジキスタン、テュニジア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ジンバブエ

18. 行方不明の人々(A/C.3/71/L.41)

主提案国: アゼルバイジャン、エルサルヴァドル

共同提案国: ベラルーシ、ジョージア、カザフスタン、モロッコ、パナマ、ペルー、ウルグアイ、ウズベキスタン

19. 犯罪防止と犯人の待遇のための国連アフリカ機関(A/C.3/71/L.4/Rev.1)

主提案国: ニジェール、ウガンダ(アフリカ諸国グループを代表)

決議の採択(継続)

4. 国連難民高等弁務官事務所のプログラム執行委員会の拡大(A/C.3/71/L.43)---PBI なし

提案国: フィジー、リトアニア、パラグアイ

コンセンサスで決議を採択

11月15日(火)午前 第48回会議

決議の紹介(継続)

20. 民族自決権の普遍的实现(A/C.3/71/L.49)

主提案国: パキスタン

共同提案国: アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、中国、エルサルヴァドル、エリトリア、ギニア、イラン・イスラム共和国、ヨルダン、クウェート、レバノン、リベリア、マレーシア、ナミビア、オマーン、ロシア連邦、サウディアラビア、スーダン、タジキスタン、タイ、アラブ首長国連邦、ヴェトナム、ジンバブエ、アンゴラ、アンティグア・バーブダ、ベリーズ、ベナン、ブラジル、ブルネイ・ダルサーラム、ブルキナファソ、ブルンディ、カメルーン、エクアドル、エジプト、ガーナ、グアイアナ、ホンデュラス、ジャマイカ、リビア、マダガスカル、モルディヴ、ニカラグア、パラオ、パラグアイ、カタール、セネガル、セイシェル、シンガポール、ソマリア、南アフリカ、スワジランド、テュニジア、ウガンダ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエメン、ザンビア

21. 開発への権利(A/C.3/71/L.32)

主提案国: キューバ(非同盟運動と中国を代表)

共同提案国: パラオ

33. 人権と一方的強制措置(A/C.3/71/L.33)

主提案国: キューバ(非同盟運動と中国を代表)

共同提案国: ロシア連邦

34. 人権の分野での国際協力の強化(A/C.3/71/L.34)

主提案国: キューバ(非同盟運動と中国を代表)

共同提案国: ロシア連邦

人権状況についての No-action 動議

賛成国: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、ベラルーシ、中国、キューバ

反対国: サウディアラビア、ノルウェー(オーストラリア、アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、スイスを代表)

賛成 32 票、反対 101 票、棄権 32 で、No-action 動議を否決。

決議の採択(継続)

5. 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況(A/C.3/71/L.23)---PBI なし

主提案国: 日本

共同提案国: アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ミクロネシア連邦国家、モナコ、オランダ、パラオ、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国、米国、アルバニア、アルゼンチン、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、チリ、ジョージア、ホンデュラス、モルディブ、マーシャル諸島、モンテネグロ、ニュージーランド、ノルウェー、サンマリノ、セルビア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ

ステートメント: スロヴェニア(欧州連合を代表)、朝鮮民主主義人民共和国、オーストラリア(カナダ、アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランドも代表)、米国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: シリア・アラブ共和国、ロシア連邦、キューバ、中国、韓国、エジプト、シンガポール、ブラジル、イラン・イスラム共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ミャンマー、ベラルーシ、ブルンディ

6. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/C.3/71/L.24)---PBI なし

主提案国: サウディアラビア

共同提案国: オーストラリア、バーレーン、カナダ、フランス、ヨルダン、クウェート、ミクロネシア連邦国家、モロッコ、パラオ、カタール、セネガル、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、米国、アルバニア、アンドラ、オーストリア、ベルギー、コモロ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、ジブティ、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モリタニア、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、オマーン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、ソマリア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、イエーメン

ステートメント: シリア・アラブ共和国

票決前ステートメント: スロヴァキア(欧州連合を代表)、英国、米国、トルコ、カタール、イラン・イスラム共和国、朝鮮民主主義人民共和国

ステートメント: シリア・アラブ共和国

会議中断後ステートメント: 事務局、シリア・アラブ共和国

賛成 116 票、反対 15 票、棄権 49 票で決議を採択

票決後ステートメント：イラン・イスラム共和国、キューバ、レバノン、日本、メキシコ、バラグアイ

11月15日(火)午後 第49回会議

決議の採択(継続)

6. シリア・アラブ共和国の人権状況(継続)

票決後ステートメント：ボリヴィア多民族国家、ブラジル、エジプト、アルゼンチン、チリ、ロシア連邦、ギリシャ、ベラルーシ、シンガポール、ハンガリー、ニカラグア、コスタリカ、ボリヴィア多民族国家

7. イラン・イスラム共和国の人権状況(A/C.3/71/L.25)---PBI なし

主提案国：カナダ

追加共同提案国：ホンデュラス、サンマリノ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

ステートメント：イラン・イスラム共和国

票決前ステートメント：サウディアラビア、朝鮮民主主義人民共和国、韓国、シリア・アラブ共和国、キューバ、パキスタン

口頭で修正の決議を賛成 85、反対 35、棄権 63 で採択

票決後ステートメント：メキシコ、イラン・イスラム共和国、ロシア連邦、ブラジル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、日本、イエーメン、ミャンマー、チリ、ベラルーシ、ハンガリー、シンガポール、英国、米国

8. 自治領クリミア共和国とセヴァストポリ市(ウクライナ)の人権状況(A/C.3/71/L.26)---PBI あり

主提案国：ウクライナ

追加共同提案国：アルバニア、アイスランド、イタリア、日本、マルタ、マーシャル諸島、モンテネグロ、ニュージーランド、ノルウェー、モルドヴァ共和国

ステートメント：ロシア連邦

票決前ステートメント：英国、米国、アゼルバイジャン、ジョージア、シリア・アラブ共和国、チリ、朝鮮民主主義人民共和国、ベラルーシ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国

賛成 71 票、反対 23 票、棄権 76 票で決議を採択

票決後ステートメント：メキシコ、ブラジル、キプロス、キルギスタン、カザフスタン、ミャンマー、グアテマラ、キューバ、ギリシャ、スイス(リヒテンシュタインも代表)、アルゼンチン、アルジェリア、シンガポール、パキスタン、イラン・イスラム共和国

答弁権行使

サウディアラビア：以前のステートメントを明確にし、我が国政府は、他の国がそうでなくても、いつも「正道を行く」ことを強調する。

イラン・イスラム共和国：間違った非難を繰り返すことは、その主張に合法性を与えるものではない。サウディアラビアのコメントに対しては、平和に暮らす意向がなければならぬことを述べる。

シリア・アラブ共和国：多くの代表団は、シリア人の苦しみについて語ったが、これは委員会の範囲を超えるものである。

決議の採択(継続)

9. 犯罪防止と犯人の取り扱いのための国連アフリカ機関(A/C.3/71/L.4/Rev.1)---PBI なし

主提案国：ウガンダ、ニジェール(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国：オーストリア、イタリア

コンセンサスで決議を採択

決議の紹介(継続)

35. 人権理事会報告書(A/C.3/71/L.46)

主提案国：ボツワナ(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国：パキスタン、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、アラブ首長国連邦

11月17日(木)午前 第50回会議

決議の紹介(継続)

36. グローバル化とそれがすべての人権の完全享受に与えるインパクト(A/C.3/71/L.37)

主提案国: エジプト

共同提案国: 中国、エリトリア、アルジェリア、アンゴラ、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ブルキナファソ、ブルンディ、カーボヴェルデ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コートジボワール、キューバ、ジブティ、ドミニカ共和国、エクアドル、エチオピア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、インド、インドネシア、イラン・イスラム共和国、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マリ、モリタニア、モロッコ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パプアニューギニア、カタール、セントルシア、サウディアラビア、セネガル、南アフリカ、スーダン、テュニジア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、タンザニア連合共和国、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、イエーメン、ジンバブエ

決議の採択(継続)

10. 女性性器切除撤廃のための世界的努力の強化(A/C.3/71/L.15/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ブルキナファソ、ニジェール、ボツワナ(アフリカ諸国グループを代表)

追加共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ハンガリー、アイスランド、イラク、アイルランド、イスラエル、日本、ヨルダン、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、パプア・ニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴァニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

コンセンサスで決議を採択

決議内容は(公式文書(2)30頁を参照)

11. 国連難民高等弁務官事務所(A/C.3/71/L.44)---PBI なし

主提案国: オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、スイス、ザンビア

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、チリ、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、キプロス、チェコ共和国、エストニア、エチオピア、ジョージア、ハイティ、ホンデュラス、アイスランド、ラトヴィア、リトアニア、マダガスカル、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、ニュージーランド、ニジェール、ナイジェリア、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セルビア、スロヴァニア、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、タンザニア連合共和国、ウルグアイ

ステートメント: 米国、スイス(リヒテンシュタインとニュージーランドも代表)、英国、キューバ、スロヴァキア(欧州連合を代表)

コンセンサスで決議を採択

12. ナチズム、ネオ・ナチズム及びその他の現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容を煽る慣行の賞賛との闘い(A/C.3/71/L.45/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ロシア連邦

追加共同提案国: アルジェリア、アルメニア、ブラジル、ブルキナファソ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ギニアビサウ、グァテマラ、ヨルダン、マリ、ニジェール、ナイジェリア、フィリピン、ルワンダ、セルビア、シエラレオネ、南スーダン、テニジア、ウガンダ、タンザニア連合共和国

票決前ステートメント: ベラルーシ(集団的安全保障条約団体を代表)、シリア・アラブ共和国、ウクライナ、米国

賛成 131 票、反対 3 票、棄権 48 票で、決議を採択

票決後ステートメント: スロヴァキア(欧州連合、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ジョージア、モンテネグロ、モルドヴァ共和国を代表)、リヒテンシュタイン(カナダ、アイスランド、ノルウェー、スイスも代表)、キプロス、ギリシャ、ベラルーシ、アゼルバイジャン、アルメニア

13. 死刑使用の一時停止(A/C.3/71/L.27)---PBI なし

主提案国: アルゼンチン

追加共同提案国: アルジェリア、ボリヴィア多民族国家、エリトリア、フィジー、ギニア、ハイティ、マダガスカル、マーシャル諸島、モザンビーク、サモア、シエラレオネ、ソマリア、トーゴ、ヴァヌアトゥ

修正案(A/C.3/71/L.54)---PBI なし

主提案国: シンガポール

共同提案国: アフガニスタン、アンティグア・バーブダ、バハマ、ベラルーシ、ベリーズ、ブルネイ・ダルサラーム、朝鮮民主主義人民共和国、グァテマラ、イラン・イスラム共和国、クウェート、レソト、リビア、マレーシア、ニジェール、セントキッツ・ネヴィス、スーダン、スリナム、シリア・アラブ共和国、トリニダード・トバゴ、ヴェトナム

票決前ステートメント: ボツワナ、エジプト、ブラジル、スイス、賛成 76 票、反対 72 票、棄権 26 票で修正案を採択

会議中断の動議: ミクロネシア連邦国家

ステートメント: シンガポール、委員会事務局

賛成 80 票、反対 53 票、棄権 26 票で会議を中断

会議再開後 A/C.3/71/L.27 の採択

口頭で修正され、修正案によって修正された決議の共同提案国: レソト、南アフリカ

採択前ステートメント: ミクロネシア連邦国家、スロヴァキア(欧州連合を代表)、英国、アルゼンチン(ブラジル、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、ホンデュラス、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ウルグアイも代表)、カナダ(オーストラリア、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスも代表)、ホーリーシー、アンゴラ、ニュージーランド、アルバニア、イスラエル、アルメニア、ウクライナ、チリ、ハイティ、カーボヴェルデ、フィジー、シンガポール、シリア・アラブ共和国、ペルー、トリニダード・トバゴ、パプアニューギニア

修正案票決後ステートメント: コモロ

口頭で修正され、修正案で修正された決議をコンセンサスで採択

11月17日(木)午後 第51回会議

決議の採択(継続)

13. 死刑使用の一時停止

採択後ステートメント: レソト、インド、ミャンマー、カタール(サイウディアラビア、クウェート、オマーンも代表)、ロシア連邦、スーダン、イラン・イスラム共和国、米国、バングラデシュ、モロッコ、イエメン、日本、エジプト、モルドヴァ共和国、モンゴル、ヴェトナム

14. 司法行政における人権(A/C.3/71/L.28/Rev.1)---PBI なし

主提案国: オーストリア

共同提案国: アルメニア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、ラトヴィア、リヒテンシ

ユタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、ウルグアイ、アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、ドミニカ共和国、ジブティ、エルサルヴァドル、フランス、グアテマラ、ホンデュラス、インド、イスラエル、イタリア、レバノン、リベリア、メキシコ、モナコ、モロッコ、ニュージーランド、フィリピン、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、タイ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：米国

15. 不寛容、否定的固定観念、汚名、差別、暴力のそそのかし、宗教または信念に基づく人に対する暴力との闘い(A/C.3/71/L.35/Rev.1)---PBI なし

主提案国：エジプト(イスラム協力団体を代表)

共同提案国：ブルンディ、中央アフリカ共和国、エリトリア、オーストラリア、ボリヴィア多民族国家、カナダ、中国、コンゴ共和国、キューバ、ガーナ、日本、リベリア、ニュージーランド、スワジランド、タイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

コンセンサスで決議を採択

16. 宗教または信念の自由(A/C.3/71/L.36/Rev.1)---PBI なし

主提案国：スロヴァキア(欧州連合を代表)

共同提案国：アルバニア、アンドラ、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、レバノン、リベリア、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、ガーナ、ジョージア、グアテマラ、ギニア、アイスランド、イスラエル、レソト、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ナイジェリア、パラオ、パナマ、ペルー、フィリピン、韓国、スワジランド、スイス、タイ、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、米国

コンセンサスで決議を採択

11月18日(金)午前 第52回会議

決議の採択(継続)

17. 国際家族年 20 周年とそれ以降のフォローアップ(A/C.3/71/L.6/Rev.1)---PBI なし

主提案国：タイ

共同提案国：カザフスタン、ベラルーシ、ロシア連邦、トルコ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択。

採択後ステートメント：米国、スロヴァキア(欧州連合を代表)、メキシコ

18. 第二回高齢者問題世界会議のフォローアップ(A/C.3/71/L.7)---PBI なし

主提案国：タイ(G77/中国を代表)

共同提案国：メキシコ、アルバニア、オーストリア、クロアチア、アイスランド、イタリア、カザフスタン、リヒテンシュタイン、マルタ、モナコ、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、英国、米国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：ロシア連邦

19. 人権を侵害し、民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用(A/C.3/71/L.42)---PBI なし

主提案国：キューバ

共同提案国: アルジェリア、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、中国、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、エルサルヴァドル、エリトリア、インド、ミャンマー、ナミビア、ニカラグア、スーダン、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、ベリーズ、ボツワナ、ブルンディ、中央アフリカ共和国、チリ、コモロ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、ガーナ、ラオ人民民主主義共和国、リビア、マダガスカル、マレーシア、ナイジェリア、ペルー、セントヴィンセント・グレナディーン、スリランカ、ウガンダ、ウルグアイ、ジンバブエ

賛成 117 票、反対 50 票、棄権 6 票で決議を採択

票決後ステートメント: アルゼンチン、スロヴェニア(欧州連合を代表)、イラク、ノルウェー

20. 平和への権利に関する宣言(A/C.3/71/L.29)---PBI なし

主提案国: キューバ

追加共同提案国: ベナン、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、ガーナ、インドネシア、ナイジェリア、パラグアイ、セネガル、スーダン、ウガンダ

票決前ステートメント: 米国、アイスランド(オーストラリア、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ノルウェーも代表)

口頭で修正の決議を賛成 116 票、反対 34 票、棄権 19 票で採択。

票決後ステートメント: スロヴァキア(欧州連合を代表)、日本、カナダ、イラン・イスラム共和国、リヒテンシュタイン(オーストリア、ベルギー、コスタリカ、エルサルヴァドル、エストニア、アイスランド、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、ポーランド、スロヴェニア、スイスも代表)、シリア・アラブ共和国

21. 人権分野での国際協力の強化(A/C.3/71/L.34)---PBU なし

主提案国: キューバ(非同盟運動と中国を代表)

追加共同提案国: エルサルヴァドル、パラグアイ、ロシア連邦

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国

22. 司法外・即決・恣意的刑の執行(A/C.3/71/L.38/Rev.1)---PBI なし

主提案国: スウェーデン(北欧諸国を代表)

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、ウクライナ、英国、ウルグアイ

修正案(A/C.3/71/L.53)---PBI なし

主提案国: ウズベキスタン(イスラム協力団体を代表)---PBI なし

共同提案国: 中央アフリカ共和国、ロシア連邦

票決前ステートメント: スウェーデン(北欧諸国及 A/C.3/71/L.83/Rev.1 の共同提案国を代表)、米国、英国、スイス(オーストラリア、カナダ、リヒテンシュタイン、ニュージーランドも代表)、コスタリカ

賛成 60 票、反対 80 票、棄権 27 票で、修正案を否決

票決後ステートメント: オーストラリア、ウズベキスタン(イスラム協力団体を代表)、ブルンディ
As/C.3/71/L.83/Rev.1 の票決前ステートメント: エジプト、スウェーデン

賛成 106 票、反対 0 票、棄権 69 票で決議を採択

票決後ステートメント: ロシア連邦、スーダン、ジャマイカ、米国、シンガポール

23. 国連犯罪防止と刑事司法プログラム、特に技術期宇力能力の強化(A/C.3/71/L.12/Rev.1)---PBI あり

主提案国: イタリア

共同提案国: アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、中国、コスタリカ、キプロス、エリトリア、フランス、ドイツ、レバノン、リベリア、ポーランド、ポルトガル、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

次回会議まで採択を延期

11月21日(月)午前 第53回会議

決議の採択(継続)

24. 産科フィステラをなくす努力の強化(A/C.3/71/L.16/Rev.1)---PBI なし

主提案国: セネガル、ニジェール(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、中国、エルサルヴァドル、日本、レバノン、モンゴル、パラオ、パラグアイ、東ティモール、ヴェトナム、アルバニア、アンドラ、アンティグア・バーブダ、オーストラリア、アゼルバイジャン、バハマ、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フランス、ジョージア、ギリシャ、グアテマラ、ハンガリー、インドネシア、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、モルディヴ、マルタ、モナコ、ミャンマー、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、シンガポール、スロヴァキア、スロヴェニア、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、米国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエーメン

採択前ステートメント: ホーリーシー

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: スロヴァキア(欧州連合を代表)、ノルウェー、ジャマイカ(カリブ海共同体を代表)、アイスランド(アルゼンチン、オーストラリア、コロンビア、リヒテンシュタイン、メキシコ、ニュージーランドも代表)、セネガル、インド

決議内容(公式文書(2)の34頁を参照)

25. 人権理事会報告書(A/C.3/71/L.46)---PBI なし

主提案国: ボツワナ(アフリカ諸国グループを代表)

追加共同提案国: イェーメン

修正案(A/C.3/71/L.52)---PBI なし

主提案国: ブラジル

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パラオ、パナマ、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国、ウルグアイ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ジョージア、ホンデュラス、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、セルビア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

票決前ステートメント: ボツワナ(アフリカ諸国グループを代表)、スロヴァキア(欧州連合を代表)、米国、韓国、メキシコ、日本、エジプト(イスラム協力団体を代表)、タイ、コンゴ共和国、シンガポール、イスラエル、ジャマイカ、イエーメン、カメルーン、ロシア連邦、南アフリカ、ブルンディ、ナイジェリア

賛成 84 票、反対 77 票、棄権 17 票で修正案を採択

票決後ステートメント: ノルウェー(オーストラリア、カナダ、アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、スイスも代表)、パラグアイ、マレーシア、チリ(アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、エルサルヴァドル、メキシコ、ウルグアイも代表)

(A/C.3/71/L.46)の採択

票決前ステートメント：ロシア連邦、ボツワナ(アフリカ諸国グループを代表)、エジプト(イスラム協力団体を代表)、ナイジェリア、イスラエル、リヒテンシュタイン(オーストラリア、カナダ、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)、マリ

共同提案国辞退：ロシア連邦

口頭で修正し、修正案で修正された決議を賛成 94 票、反対 3 票、棄権 80 票で採択

票決後ステートメント：スロヴァキア(欧州連合を代表)、コスタリカ、英国、ナウル、シンガポール、ベラルーシ、イラン・イスラム共和国、ボツワナ(アフリカ諸国グループを代表)、モーリタニア、ジャマイカ、リビア、ウガンダ、カメルーン、イエーメン、スーダン、タンザニア連合共和国、ニジェール

26. 民族自決権の普遍的实现(A/C.3/71/L.49)---PBI なし

主提案国：パキスタン

追加共同提案国：アルバニア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ガンビア、キルギスタン、レソト、ナイジェリア、ルワンダ、シエラレオネ、シリア・アラブ共和国、トーゴ

ステートメント：南アフリカ、コンゴ民主共和国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：スペイン、米国、アルゼンチン、パプアニューギニア

11月21日(月)午後 第54回会議

決議の採択(継続)

27. 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、撤廃する努力の強化：ドメスティック・ヴァイオレンス(A/C.3/71/L.21/Rev.1)---PBI なし

主提案国：フランス

共同提案国：アルメニア、オーストラリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、中央アフリカ共和国、クロアチア、キプロス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ギニアビサウ、アイスランド、レバノン、リベリア、ルクセンブルグ、モーリタニア、モンゴル、オランダ、パラオ、パラグアイ、モルドヴァ共和国、スペイン、スリナム、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、米国、アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、オーストリア、バハマ、バルバドス、ベラルーシ、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、チャド、チリ、コロンビア、コスタリカ、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エストニア、フィンランド、ガンビア、ガーナ、ギニア、ホンデュラス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、カザフスタン、ラトヴィア、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マダガスカル、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、サンマリノ、セネガル、セルビア、セイシエル、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、英国、タンザニア連合共和国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント：セントルシア(カリブ海共同体を代表)、エジプト(アルジェリア、カメルーン、セルビア、マレーシア、オマーン、パキスタン、サウジアラビア、スーダン、シリア・アラブ共和国、イエーメンも代表)、イエーメン、ジブティ、メキシコ、カタール、オーストラリア(アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランドも代表)、イラク、ナイジェリア、イラン・イスラム共和国、米国、ホーリーシー

決議内容：「公式文書(2)」39頁を参照

28. 民族自決権へのパレスチナ人の権利(A/C.3/71/L.50)---PBI なし

主提案国：エジプト

追加共同提案国：アフガニスタン、アルバニア、アンドラ、ベリーズ、ブルネイ・ダルサーラム、ブルキナファソ、ブルンディ、中央アフリカ共和国、チャド、チリ、コスタリカ、キューバ、エクアドル、エチオピア、フランス、ガーナ、ギニア、アイスランド、アイルランド、ジャマイカ、ケニア、レソト、リベリア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マリ、モーリシャス、モナコ、モンテネグロ、ミャンマー、

ニジェール、ナイジェリア、ペルー、ロシア連邦、サンマリノ、セルビア、セイシェル、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、パレスチナ国、スリナム、スイス、トルコ、ウクライナ、タンザニア連合共和国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

票決前ステートメント：イスラエル

賛成 170 票、反対 7 票、棄権 5 票で決議を採択

票決後ステートメント：アルゼンチン、パレスチナ国

29. 人権と極度の貧困(A/C.3/71/L.22/Rev.1)---PBI なし

主提案国：ペルー

追加共同提案国：ブラジル、中央アフリカ共和国、中国、コスタリカ、エルサルヴァドル、グアテマラ、ハイティ、マダガスカル、モロッコ、ペルー、南アフリカ、スリランカ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カーボヴェルデ、カメルーン、カナダ、チャド、コロンビア、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エリトリア、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ハンガリー、アイスランド、インド、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、日本、ケニア、ラトヴィア、レバノン、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、マリ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニューージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、サンマリノ、セネガル、セルビア、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、タンザニア連合共和国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：米国

30. 民主的で公正な国際秩序の推進(A/C.3/71/L.30/Rev.1)---PBI なし

主提案国：キューバ

追加共同提案国：アルジェリア、ブルンディ、インドネシア、リビア、ベリーズ、ブルキナファソ、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ共和国、ドミニカ共和国、ガンビア、ガーナ、ギニアビサウ、マレーシア、セントルシア、タンザニア連合共和国

票決前ステートメント：スロヴァキア(欧州連合を代表)

賛成 123 票、反対 53 票、棄権 6 票で決議を採択

31. 食糧への権利(A/C.3/71/L.31/Rev.1)---PBI なし

主提案国：キューバ

追加共同提案国：アンゴラ、アンティグア・バーブダ、バングラデシュ、ベラルーシ、ベナン、ブルキナファソ、ブルンディ、カーボヴェルデ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コモロ、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブティ、エルサルヴァドル、ガンビア、ドイツ、グアテマラ、ギニア、グアイアナ、アイスランド、インドネシア、イラン・イスラム共和国、日本、ケニア、ラオ人民民主主義共和国、リベリア、リビア、マダガスカル、モロッコ、パラグアイ、ポルトガル、カタール、ロシア連邦、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、セネガル、南アフリカ、南スーダン、スリランカ、スリナム、スワジランド、タジキスタン、テュニジア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ジンバブエ、アルバニア、アンドラ、オーストリア、バハマ、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、チャド、コスタリカ、クロアチア、キプロス、コンゴ民主共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、フランス、ギリシャ、ギニアビサウ、ハイティ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ラトヴィア、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マラウイ、マレーシア、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、ナイジェリア、フィリピン、ポーランド、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セントキッツ・ネヴィス、サンマリノ、サウジアラビア、セルビア、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、トルコ、ウクライナ、タンザニア連合共和国、ヴァヌアトゥ、イエーメン

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント：米国、スロヴァキア(欧州連合を代表)、カナダ

32. 開発への権利(A/C.3/71/L.32/Rev.1)---PBI なし

主提案国：キューバ(非同盟運動を代表)

追加共同提案国：パラオ、エルサルヴァドル

票決前ステートメント：米国、英国、スイス

賛成 138 票、反対 3 票、棄権 39 票で決議を採択

票決後ステートメント：スロヴァキア(欧州連合を代表)、メキシコ、カナダ、バングラデシュ、リヒテンシュタイン(オーストラリア、アイスランド、ニュージーランド、スイスも代表)

33. 人権と一方的強制措置(A/C.3/71/L.33/Rev.1)---PBI なし

主提案国：キューバ(非同盟運動を代表)

追加共同提案国：ロシア連邦

票決前ステートメント：米国

賛成 128 票、反対 54 票、棄権 0 票で決議を採択

34. グローバル化とそれがすべての人権の完全享受に与えるインパクト(A/C.3/71/L.37)---PBI なし

主提案国：エジプト

追加共同提案国：アンティグア・バーブダ、ベリーズ、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、エルサルヴァドル、ガンビア、リベリア、マレーシア、モルディヴ、ナミビア、フィリピン、セントヴィンセント・グレナディーン、シエラレオネ、スワジランド

票決前ステートメント：スロヴァキア(欧州連合を代表)

賛成 128 票、反対 53 票、棄権 2 票で決議を採択

票決後ステートメント：メキシコ

35. デジタル時代のプライバシーへの権利(A/C.3/71/L.39/Rev.1)---PBI なし

主提案国：ブラジル、ドイツ

共同提案国：アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、アイルランド、ラトヴィア、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウルグアイ、アンゴラ、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、エクアドル、エリトリア、ジョージア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、イタリア、レソトトアニア、マレーシア、モロッコ、ノルウェー、ルーマニア、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、セルビア、東ティモール、トルコ、ウクライナ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

ステートメント：南アフリカ、キューバ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：ロシア連邦、米国、カナダ

11月22日(火)午前 第55回会議

決議の採択(継続)

36. 「国連汚職禁止条約」に従って、汚職の慣行と汚職からの利益の送金の防止とこれとの闘い、資産の回復とそのような資産の合法的所有者、特に本国への返還の促進(A/C.3/71/L.11/Rev.1)---PBI あり

主提案国：コロンビア

共同提案国：アルゼンチン、ボツワナ、ブラジル、コスタリカ、メキシコ、タイ、アルバニア、アルジェリア、オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルンディ、チャド、チリ、コンゴ共和国、クロアチア、キューバ、キプロス、デンマーク、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、フランス、

ガンビア、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ホンデュラス、インド、イタリア、ジャマイカ、レソト、リビア、マルタ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、ニジェール、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ロシア連邦、セネガル、セルビア、シエラレオネ、スペイン、ウクライナ、英国、タンザニア連合共和国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

採択前ステートメント：ナイジェリア

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：ロシア連邦

37. 国連犯罪防止、刑事司法プログラム、特に技術協力能力の強化(A/C.3/71/L.12/Rev.1)---PBIあり

主提案国：イタリア

共同提案国：アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、中国、コスタリカ、キプロス、エリトリア、フランス、ドイツ、レバノン、リベリア、ポーランド、ポルトガル、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブダ、バハマ、バルバドス、ベラルーシ、ベリーズ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、中中央アフリカ共和国、チャド、チリ、コロンビア、コートジボワール、クロアチア、キューバ、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、ジョージア、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、グアイアナ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、カザフスタン、キルギスタン、ラトヴィア、レソト、リビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、マレーシア、メキシコ、ミクロネシア連邦国家、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、ルワンダ、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、サンマリノ、サウディアラビア、セネガル、セルビア、シエラレオネ、シンガポール、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タジキスタン、テュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、英国、タンザニア連合共和国、米国、ウルグアイ

採択前ステートメント：南アフリカ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント：ロシア連邦

口頭での決定

1. 公式文書 A/71/94、A/71/96 及び A/71/119 に留意することを決定

決議の採択(継続)

38. 社会開発世界サミット及び第 24 回特別総会の成果の実施(A/C.3/71/L.5/Rev.1)---PBIなし

主提案国：タイ(G77/中国を代表)

共同提案国：カザフスタン、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、デンマーク、フランス、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、韓国、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント：米国

39. 子ども結婚、早期・強制結婚(A/C.3/71/L.13/Rev.1)---PBIあり

主提案国：カナダ

追加共同提案国：オーストラリア、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ブルガリア、中央アフリカ共和国、チリ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、イスラエル、レバノン、リベリア、リヒテンシュタイン、マダガスカル、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、スペイン、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、アルバニア、アンドラ、アンゴラ、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルンディ、チャド、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイル

ランド、日本、カザフスタン、ラトヴィア、レソト、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サモア、サンマリノ、セネガル、セルビア、セイシェル、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、スウェーデン、スイス、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、タンザニア連合共和国、ウルグアイ、ヴァヌアトウ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント：メキシコ、グアイアナ(カリブ海共同体を代表)、カタール(湾岸アラブ諸国協力会議を代表)、ホーリーシー

決議内容は「公式文書(2)」47頁を参照。

40. いじめからの子どもの保護(A/C.3/71/L.18/Rev.1)---PBIあり

主提案国：メキシコ

共同提案国：アルメニア、オーストラリア、カナダ、中央アフリカ共和国、コロンビア、ホンデュラス、アイスランド、イスラエル、リベリア、ニュージーランド、ノルウェー、パラオ、パラグアイ、ペルー、スペイン、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、チャド、チリ、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、カザフスタン、ラトヴィア、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ミクロネシア連邦国家、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニカラグア、パナマ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、セイシェル、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、英国、タンザニア連合共和国、米国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：スロヴァキア(欧州連合を代表)、アイスランド(アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エクアドル、エストニア、エルサルヴァドル、フィンランド、フランス、ドイツ、ホンデュラス、イタリア、アイルランド、イスラエル、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイも代表)

41. 子どもの権利(A/C.3/71/L.20/Rev.1)---PBIなし

主提案国：ウルグアイ

共同提案国：アルバニア、アンドラ、アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、オーストリア、バハマ、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、中央アフリカ共和国、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、グアイアナ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ラトヴィア、レバノン、リベリア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スリナム、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、トリニダード・トバゴ、ウクライナ、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルメニア、オーストラリア、カナダ、中央アフリカ共和国、チャド、日本、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パプアニューギニア、フィリピン、韓国、スリランカ、スイス、トルコ

口頭による修正：スーダン

口頭によるステートメントの票決の要求: ウルグアイ

修正案票決前ステートメント: スロヴァキア(欧州連合を代表)、リヒテンシュタイン(オーストラリア、カナダ、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)

賛成 23 票、反対 100 票、棄権 33 票で口頭での修正案を否決

A/C.3/71/L.20/Rev.1 をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: 米国、ガーナ(アフリカ諸国グループを代表)、スーダン、ロシア連邦、サウジアラビア(湾岸アラブ諸国協力会議を代表)、スイス、イエーメン、イラン・イスラム共和国、シンガポール、モロッコ

口頭での決定(継続)

2. A/71/41、A/71/413 及び A/71/277 に留意することを決定

11月22日(火)午後 第56回会議

決議の採択(継続)

42. 「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約」(A/C.3/71/L.47)---PBI なし

主提案国: ベルギー

共同提案国: アルメニア、オーストラリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、チリ、キプロス、ジョージア、ドイツ、アイルランド、ヨルダン、リトアニア、ルクセンブルグ、パナマ、スロヴェニア、スペイン、英国、米国、アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、カーボヴェルデ、中央アフリカ共和国、中国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガンビア、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、カザフスタン、ケニア、ラトヴィア、レバノン、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、マダガスカル、マルタ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、セネガル、セルビア、スロヴァキア、スリランカ、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、タイ、東ティモール、テュニジア、トルコ、ウクライナ、タンザニア連合共和国、ヴェネズエラ・ボリヴェリアン共和国、ザンビア

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

43. 人種主義、人種差別、外国人排斥、関連する不寛容の全面的撤廃と「ダーバン宣言と行動計画」の包括的实施とフォローアップのための具体的行動の世界的呼びかけ(A/C.3/71/L.48/Rev.1)---PBI あり

主提案国: タイ(G77/中国を代表)

共同提案国: ロシア連邦

票決前ステートメント: シリア・アラブ共和国、イスラエル、スロヴァキア(欧州連合を代表)

賛成 123 票、反対 10 票、棄権 44 票で、口頭で修正の決議を採択

口頭での決定(継続)

3. A/71/301 と A/71/288 に留意することを決定

決議の採択(継続)

44. 人権条約機関制度(A/C.3/71/L.19/Rev.1---PBI なし

主提案国: アイスランド

共同提案国: オーストラリア、オーストリア、カナダ、コスタリカ、キプロス、デンマーク、フィンランド、アイスランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、モロッコ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、英国、アルバニア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、チリ、コロンビア、クロアチア、チェコ共和国、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、エストニア、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、グアテマラ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、ニュージーランド、パナマ、パラグアイ、ペルー、

ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、チュニジア、トルコ、ウクライナ

賛成 164 票、反対 0 票、棄権 2 票で決議を採択

採択後ステートメント：オーストリア、アイスランド

45. 人権の推進と保護におけるオンブズマン、仲裁者及びその他の国内人権機関の役割(A/C.3/71/L.40/Rev.1)---PBI なし

主提案国：モロッコ

共同提案国：オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、クロアチア、キプロス、ジブティ、フィンランド、ドイツ、グアテマラ、アイスランド、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、ルクセンブルグ、マダガスカル、モーリタニア、モンゴル、モロッコ、オランダ、スイス、英国、アルジェリア、アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、ベルギー、ベナン、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンディ、カナダ、チリ、コモロ、コンゴ、コスタリカ、コート・ドワール、チェコ共和国、デンマーク、エジプト、エルサルヴァドル、エリトリア、エストニア、フランス、ジョージア、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ホンデュラス、ハンガリー、インド、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、レバノン、リベリア、リビア、リトアニア、マリ、マルタ、モンテネグロ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、カタール、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サモア、セネガル、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、タイ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、タンザニア連合共和国、ウルグアイ、ザンビア

コンセンサスで決議を採択

46. 行方不明の人々(A/C.3/71/L.41/Rev.1)---PBI なし

主提案国：モロッコ

共同提案国：アゼルバイジャン、ベラルーシ、エルサルヴァドル、ジョージア、グアテマラ、日本、カザフスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、モルドヴァ共和国、ウルグアイ、ウズベキスタン、アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、タジキスタン、チュニジア、ウクライナ、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：アルメニア

口頭での決定(継続)

4.議事項目 68(a)の下での文書 A/71/268、A/71/270、A/71/272、A/71/289、及び議事項目 68(b)の下での文書 A/71/56、A/71/254、A/71/255、A/71/278、A/71/259、A/71/280、A/71/281、A/71/284、A/71/285、A/71/291、A/71/299、A/71/302、A/71/304、A/71/305、A/71/310、A/71/314、A/71/317、A/71/319、A/71/344 及び A/71/344/Corr.1、A/71/348、A/71/358、A/71/384、A/71/385 及び A/71/567 並びに議事項目 68(c)の下での文書 A/71/308、A/71/361、A/71/394 及び A/71/554 に留意することに決定。

11月23日(水)午前 第57回会議

決議の採択(継続)

47. 障害者のための包摂的開発(A/C.3/71/L.8/Rev.1)---PBI なし

主提案国：フィリピン

共同提案国：アルゼンチン、アルメニア、バングラデシュ、ベナン、中央アフリカ共和国、コスタリカ、エルサルヴァドル、ギニアビサウ、カザフスタン、リベリア、マダガスカル、モーリタニア、パラオ、

パラグアイ、ペルー、セネガル、スリランカ、チュニジア、タンザニア連合共和国、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブダ、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンディ、カーボヴェルデ、カナダ、チリ、コロンビア、コーディヴォール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、日本、ケニア、ラトヴィア、レバノン、レソト、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ノルウェー、パナマ、ポーランド、ポルトガル、カタール、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、サウジアラビア、セルビア、シンガポール、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スーダン、スワジランド、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、タイ、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、米国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ザンビア

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント：ニュージーランド(オーストラリア、カナダ、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスも代表)、米国、バングラデシュ

口頭による決定(継続)

5. 文書 A/71/188 に留意することを決定

決議の採択(継続)

48. 女性と女性の人身取引(A/C.2/71/L.14/Rev.1)---PBI なし

主提案国：フィリピン

共同提案国：アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、ベナン、中央アフリカ共和国、キプロス、ドイツ、ギニアビサウ、ハンガリー、アイスランド、リベリア、マダガスカル、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ルワンダ、米国、アンドラ、オーストリア、バハマ、バングラデシュ、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チャド、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ホンデュラス、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、カザフスタン、ラトヴィア、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルデヴィ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、パナマ、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、セネガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、タイ、東ティモール、チュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、ウルグアイ

修正案(A/C.3/71/L.55)の提案：スーダン

修正案票決の提案：フィリピン

修正案票決前ステートメント：リヒテンシュタイン(オーストラリア、カナダ、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)、スロヴァキア(欧州連合を代表)、チリ

賛成 19 票、反対 106 票、棄権 32 票で修正案を否決

票決後ステートメント：ロシア連邦、エジプト、モロッコ

A/C.3/71/L.14/Rev.1 の採択

ステートメント：スーダン

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：ロシア連邦、ブルンディ

決議内容：「公式文書(2)」51 頁を参照。

口頭による決定(継続)

6. 公式文書 A/71/38、A/71/209、A/71/219 及び A/71/398 に留意することを決定

決議の採択(継続)

49. アフリカの難民、帰還民、国内避難民への支援(A/C.3/71/L.51/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ボツワナ、ガーナ(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: 中国、東ティモール

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: スロヴァキア(欧州連合を代表)、日本、オーストラリア(カナダ、アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)、メキシコ、キューバ

50. 世界の麻薬問題に対処し、これと闘うための国際協力(A/C.3/71/L.10/Rev.1)---PBI なし

主提案国: メキシコ

共同提案国: アルゼンチン、ベナン、中央アフリカ共和国、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、リベリア、モンゴル、ミャンマー、パナマ、アンティグア・バーブダ、バハマ、ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルキナファソ、チャド、コートジボワール、ドミニカ共和国、エクアドル、ギニア、ホンデュラス、アイスランド、イスラエル、ジャマイカ、日本、カザフスタン、マレーシア、モロッコ、ニュージーランド、パラグアイ、フィリピン、韓国、セネガル、スリランカ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、タイ、トルコ、米国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、オーストラリア(カナダ、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)、バハマ(カリブ海共同体を代表)、コロンビア、イラン・イスラム共和国

51. 委員会議長提出の第 72 回総会第 3 委員会の暫定作業計画(A/C.3/71/L.56)

暫定作業計画をコンセンサスで承認

第 3 委員会閉会

閉会挨拶: 委員会議長

ステートメント: 英国、エジプト

以上